

東都歯発第 456 号

令和4年11月22日

東京都知事

小池百合子様

公益社団法人 東京都歯科医師会

会長 井上恵司

令和5年度東京都予算に係る要望

[要望の趣旨]

貴職におかれましては、日頃より東京都政にご尽力され、福祉保健の充実のために国に先駆けた東京発の行政改革をおこなっておられますことに心から敬意を表します。

今日の地域医療を取り巻く環境は、目まぐるしく変化し、平成30年度には新たに医療計画・介護保険事業計画・医療費適正化計画がスタートし、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築、また医療の機能分化、施設から在宅への流れが一段と推進され、医療・介護施策において極めて大きな影響を与えていると考えます。

そのような状況の中、平成30年3月に策定された「東京都歯科保健推進計画 いい歯東京」に示された方向性と目指すべき指標について、本会は東京都と共に取り組みを進めております。

都民の健康を守るために福祉保健局ならびに東京都立病院機構との連携の下、ライフステージに沿った地域歯科保健活動を通じて、今後も児童虐待防止対策や食育支援に取り組むとともに周術期口腔ケアや在宅歯科医療に積極的に参画し、また、高齢者への口腔機能維持・向上や認知症対策、オーラルフレイル予防、介護予防といった健康長寿社会に直結する歯科保健サービスを多職種と連携しながら行っていきます。

都民が安心して質の高い医療を受け、生涯に亘って健康に暮らせるよう、医療提供体制や在宅歯科医療の整備、医療人材の育成、歯科衛生士の離職防止、生活習慣病の予防や健康づくりの支援等を推進していくために、引き続き令和5年度予算編成に当たっては、特段のご配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

所管別要望事項

福祉保健局関係

一 歯科保健対策関係

- 1 8020運動推進特別事業の継続実施…………… P1
- 2 保健医療普及啓発事業の継続および充実…………… P2
- 3 歯科口腔保健推進事業の継続および充実…………… P6
- 4 医療安全および患者への情報提供の充実…………… P7

二 障害者等歯科保健対策関係

- 1 都立心身障害者口腔保健センター事業の充実…………… P8
- 2 歯科医療従事者向けHIV/エイズ講習会の継続…………… P10
- 3 協力歯科医療機関紹介事業の継続および充実…………… P10

三 基盤整備等歯科保健医療対策関係

- 1 大規模事故・災害発生時に活用するための
歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進…………… P11
- 2 へき地、その他地域における歯科保健普及啓発事業の
成果の活用および実施拡大…………… P12
- 3 医学技術振興補助金事業等の継続および充実…………… P12
- 4 保険医等講習事務委託事業の継続および充実…………… P13
- 5 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および
設備整備等の充実…………… P14

地方独立行政法人 東京都立病院機構関係

一 都立病院の診療機能整備・拡充関係

- 1 都立病院における歯科診療機能の整備・拡充…………… P17

福祉保健局関係

一. 歯科保健対策関係

1 8020運動推進特別事業の継続実施

平成12年度、国は8020運動推進特別事業を創設したが、平成23年、国は歯科口腔保健の推進に関する法律を制定したにもかかわらず、本事業に対する予算を1/2にカットするなど、国の歯科保健対策が混迷を極めている。しかし、本事業の継続性は本会並びに都民に対しても非常に重要な事業であることから、予算削減分の補填等を含め、引き続き令和5年度も8020運動推進特別事業を継続されたい。

(具体的施策)

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 多職種向け食育支援講習会の実施 | (継続要望) |
| (2) 在宅歯科医療研修会の実施 | (継続要望) |

(理由)

(1) 多職種向け食育支援講習会の継続実施について

本会では、子育て支援や生涯を通じた健康づくりの支援策を推進するために、食生活を支える「歯・口腔の健康づくり」について、平成20年度の食育支援事業で作成した「食育サポートブック」および26年度に新たな事例集として発行した「歯と口の健康から始める食育チャレンジブック」を活用して講習会（歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士及びその他関連職種向け）を実施している。今後も引き続き、幅広い人材育成を継続して行えるよう要望する。

(2) 在宅歯科医療研修会の継続実施について

超高齢社会に向け、在宅歯科医療の必要性が多方面から叫ばれている中、未だ、歯科医師の在宅診療への介入率は低い。東京都歯科保健推進計画が策定され、今後益々、在宅歯科医療は重要になると思われ、特に多職種と連携しながらの地域包括ケアシステムの構築において、既に地域では導入が進んでいるICTについても、まずは基本的な知識を学ぶために、連携に役立てることを目的とした研修も必要である。システム構築を目指すためにも在宅歯科医療を推進する必要性は増してくると思われる。新興感染症の進行時にも対応できる在宅歯科医療についても今後、研修会等で推進していかなければと考える。現在、事例報告を交えた研修会を継続的に実施しているが、地域で核となる人材の養成はますます重要であり、引き続きそのための財政支援を要望する。

2 保健医療普及啓発事業の継続および充実

会員は、かかりつけ歯科医として地域住民の健康増進に寄与するため、様々な事業（歯科保健研修会、相談、健診、在宅医療等）に参加することにより、都民に対し、住民ニーズの変化に応じた適切な歯科サービス（禁煙支援・糖尿病予防・産業歯科・オーラルフレイル対策等）を提供している。特に本会では、毎年、東京都歯科保健普及啓発事業を活用し、都民を対象とした「歯と口の健康週間―上野動物園行事―」を実施しており、これは、全国でも最大規模の歯科保健イベントとなっている。今後も地域住民の各ライフサイクルに沿った口腔領域のプライマリ・ケアを継続的に提供するために、次年度も同事業を活用した歯科保健イベントや都民および会員向けの研修会及び啓発リーフレット等の作成に伴う予算措置をされたい。

また、歯科医師がかかりつけ歯科医機能を十分発揮するためには、自院スタッフ、特に歯科衛生士の助力は不可欠である。しかしながら、依然として歯科衛生士の人材不足の状況が続いており、この点の改善が急務であることから、歯科衛生士の離職防止に関する予算措置を併せて要望する。

（具体的施策）

- | | |
|--|--------|
| (1) 都民に対する禁煙支援と受動喫煙防止の拡大 | （継続要望） |
| (2) 都民に対する糖尿病対策の充実 | （継続要望） |
| (3) 勤労者に対する産業歯科医による 特殊歯科健診の増加に対応する体制構築 | （新規要望） |
| (4) 都民向け歯科保健普及啓発事業『歯と口の健康週間』事業 の継続実施 | （継続要望） |
| (5) 都内のリハビリテーション栄養における医科歯科連携推進事業および 歯科医療関係者・都民へのフレイル予防等研修会・講習会の実施 | （新規要望） |
| (6) 歯科衛生士の離職防止事業の実施 | （継続要望） |
| (7) 青年期の都民に対する歯科保健の啓発 | （継続要望） |
| (8) 児童虐待の早期発見・早期対応のための児童相談所における 児童の口腔内実態把握 | （継続要望） |
| (9) アレルギー疾患対策 | （新規要望） |

（理由）

（1）都民に対する禁煙支援と受動喫煙防止の拡大について

本会では平成 14 年度より喫煙が歯周病のリスクになるとの認識を都民に普及させるために都民向けリーフレットを作成し、また禁煙支援プログラムに関する研修会の実施およびプログラムを活用して禁煙支援に取り組む歯科診療所の拡大を図ってきた。その結果、

都内のモデル医療機関数は 527 歯科医療機関、歯科衛生士も含めた研修会参加者数は約 970 名に上る。本会では、これらの実績・経験を踏まえ『歯科からアプローチできる禁煙支援』の更なる定着化を図る目的で平成 26 年度に最新の禁煙支援ツールを作成し、より効果的に啓発活動を推進してきた。国際都市東京に恥じないように今後も、都民並びに会員を対象とした禁煙支援フォーラムの継続実施を強く要望するとともに、都民の受動喫煙防止に関する行政による施策のさらなる推進を要望する。

(2) 都民に対する糖尿病対策の充実について

歯周病は、糖尿病の合併症ともいわれ、糖尿病が歯周病の発症や重症化と密接に関連し、また歯周病の治療が、血糖値のコントロールに資するという知見も得られるなど、相互の関係が明らかになっており、令和元年に日本糖尿病学会が発行した『糖尿病診療ガイドライン 2019』では、Ⅱ型糖尿病に対してグレード A で歯周病治療が推奨された。都民の大きな健康課題である糖尿病の予防や治療には、歯科医療からのアプローチも重要である。平成 31 年 3 月には医療連携のさらなる推進を目的の一つに、東京都糖尿病医療連携ツールの改定が行われた。地域医療連携のさらなる推進に向け、財政的支援および医療連携への歯科の参画を進めるよう要望する。

(3) 勤労者に対する産業歯科医による特殊歯科健診の増加に対応する体制構築について

産業歯科医が社会的役割を果たすための環境は、現在整備されているとはいえない状況にある。令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知『有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について』では、労働安全衛生法で歯等に有害な酸の取扱い業務に常時従事する労働者に対し、歯科健診（以下、特殊歯科健診）の実施等を義務づけているが、令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は 31.5%にとどまっていた。特に常時 50 人未満の労働者を使用する事業場（小規模事業場）では 22.5%と低い傾向が見られたと報告されている。それに伴い労働安全衛生規則の一部を改正する省令が、令和 4 年 10 月 1 日から施行されることとなり、今後特殊歯科健診の実施が著しく増加することが見込まれる。

東京都歯科医師会としては、事業所からの特殊歯科健診依頼に対して都内各地区歯科医師会でスムーズに受け入れできるよう体制を構築することを計画していることから、マニュアルの作成・配布及び体制構築委員会等に対する財政的支援を要望する。

(4) 都民向け歯科保健普及啓発事業『歯と口の健康週間』事業の継続実施について

本会与東京都共催の下、昭和 41 年から始まった『歯と口の健康週間・上野動物園行事-』であるが、本イベントは、来場者数が 1 日に 2~3 万人を数える会場で行う歯科保健の普及啓発を目的とした国内最大規模のイベントとなっており、子供達に白衣を着させて記念写真を撮る「歯医者さんになってみよう」コーナー等が人気を集めている。また、唾液検査コーナー等も設置し、多くの方が来場している。

しかしながら、施設の老朽化や再編等から改修や取り壊し等が行われており、本会が

5年前まで使用させていただいた動物園ステージも取り壊された。また、直近の3回は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となっている。こういった状況の中ではあるが、本会の地域保健事業の最大イベントであり、半世紀以上もの歴史ある事業を継続していくために、オンラインでの開催等も含め、上野動物園における本事業が引き続き開催できるよう、関係部署等に対する調整を強く要望する。

(5) 都内のリハビリテーション栄養における医科歯科連携推進事業および 歯科医療関係者・都民へのフレイル予防等研修会・講習会の実施について

超高齢社会の日本では、口腔機能や摂食嚥下機能に低下・障害を認める方が増加している。口腔機能低下や摂食嚥下障害は、全身のサルコペニア、低栄養と関連を認める。そのため予防や治療には、口やのどへのアプローチだけでなく、全身へのアプローチの併用が必要である。

リハビリテーション（以下、リハ）栄養とは、フレイル高齢者や障がい者の生活機能とQOLを、リハと栄養の両者の介入でできるだけ高める取り組みである。質の高いリハ栄養の実践には、歯科だけでも医科だけでも不十分であり、医科歯科連携が欠かせないが、全国的に見てもなかなか連携は進んでいないのが現状である。

そこで東京都歯科医師会では、今年度一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会と共催して、地域のリハビリテーション拠点病院と各地域の歯科医師会との連携構築を推進するとともに、連携構築を中心的に担っていただく人材の育成を目的として、『口のリハビリテーション医科歯科連携インストラクター講習会』を開催する予定であり、来年度以降も同様のインストラクター講習会及び都内各地域での連携構築を推進することを計画していることから、講習会及び連携構築委員会等に対する財政的支援を要望する。

また、今後は、多職種連携をキーワードに、医療職全体で取り組んでいくことが都民のフレイルやサルコペニアを予防し、健康の延伸に繋がると考えられる。歯科医師・歯科衛生士向けに、オーラルフレイル、サルコペニア予防に関する知識の習得、研鑽ができる研修会の実施さらには口腔機能低下症を熟知し、予防、リハビリ等を研修する等に関わる財政的な支援を要望する。また、都民に対するオーラルフレイル啓発と口腔機能低下症の診療について研修会や都民向けフォーラムの開催支援を要望する。

(6) 歯科衛生士の離職防止事業の実施について

かかりつけ歯科医機能の拡充はもちろんのこと、今後、地域包括ケアシステムなど、新たな医療・介護サービスの提供体制を確保し推進するための歯科衛生士の活用は、歯科診療所のみならず介護施設等の需要も満たすために、その実現が急務となっている。

しかしながら、歯科衛生士の国家資格所有者は全国で約24万人いる一方で、就業歯科衛生士は約12万人に過ぎず（平成28年度厚生労働省調査）、歯科衛生士の需要と供給のバランスはますます乖離する傾向にある。特に、歯科衛生士が結婚・出産等により一時離職した場合は、看護師職のような再就職にあたってのリカレントシステムが確立されていないため、この傾向に拍車を掛ける要因となっている。

そこで、近年の口腔ケアに対する要望や歯科医療技術の進歩に対応できる歯科衛生士を

確保するため、また、一時離職後もその能力に不安を抱くことなく再就職できるようにするため、歯科衛生士資格保有者の継続的な就業状況の把握とそれに対する計画的な研修制度の確立を要望する。

(7) 青年期の都民に対する歯科保健の啓発について

思春期から青年期にかけては、進学や就職による環境の変化にともない、日常生活が不規則になり、生活習慣が乱れやすくなるため、う蝕や歯周病のリスクが高まることが懸念される。さらに、口腔の健康への関心が薄いまま年を重ねていくと、全身の疾患にかかった場合、自身の健康はもとより、その次世代である子ども達の健康にも影響を与える可能性がある。

しかし、現状は義務教育終了後及び高校卒業後、法的に実施が義務づけられた歯科健診がない状況である。

平成 30 年 3 月に策定された「東京都歯科保健推進計画 いい歯東京」では、おおむね 18 歳から 30 歳までの世代に対して「歯科保健に関する知識と行動の充実」を掲げており、令和元年度にはこの世代向けのリーフレット「キレイな歯で笑おう」の作成を行った。令和 5 年度も、大学生や 20 代の社会人向けの講習会等を通じて、かかりつけ歯科医を持つことの大切さや歯科健診の習慣化の意義の啓発を図るための、財政的措置を要望する。

(8) 児童虐待の早期発見・早期対応のための児童相談所における 児童の口腔内実態把握について

本会では、毎年『子どもの虐待防止研修会』を開催するとともに、令和元年度より東京都 020 運動推進特別事業の一環として『多数歯う蝕のある子供たちに対する支援のための歯科医療従事者向け研修』も実施している。また平成 14 年度には都内の全児童相談所の児童に対して歯科健診を行い、児童の口腔内の実態調査も行った。

平成 31 年 4 月に『東京都子供への虐待の防止等に関する条例』が施行し、都内の児童相談所も 16 所（特別区児相 6 所含む）に増えている現在、児童虐待の早期発見・早期対応のため、都内全児童相談所の児童の口腔内の実態把握についての財政支援を要望する。

(9) アレルギー疾患対策について

東京都アレルギー疾患対策推進計画の中に、新たに医療従事者の資質向上として歯科医師が明記された事は、アレルギー疾患対策に関し歯科医師が大きな役割を期待されていると考えられる。歯科用金属アレルギーが難治性皮膚炎の原因となることがあまり認知されていない側面もあり、医科との連携を進めるためにも、専門的なアレルギー疾患医療に関する知識や技能を歯科医師に提供するための研修が必要であると考え。そのための財政支援を要望する。

3 歯科口腔保健推進事業の継続および充実

この事業は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）及び東京都歯科保健推進計画その他国又は都が定める保健、医療にかかる各種法令や計画等の趣旨に基づき、都における歯科口腔保健施策を推進し、都民の歯と口腔の健康づくりとそれによってもたらされる生活の質の向上に寄与することを目的としていることから、引き続き事業を継続されたい。

（具体的施策）

(1) 歯科口腔保健推進事業の実施

（継続要望）

（理 由）

（1）歯科口腔保健推進事業の実施

国は、平成 23 年に歯科口腔保健推進に関する法律を定め、その中で基本理念や施策の基本となる事項等を定め、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進することとした。

また、東京都では平成 30 年 3 月に歯科口腔保健の推進に関する方針、目標、計画等の基本的事項を盛り込んだ都道府県計画である東京都歯科保健推進計画を策定した。それを受け、東京都の委託により、本会では、令和元年度から 2 年度にかけて、東京都歯科保健推進計画に基づきライフステージに応じた歯科口腔保健の推進、かかりつけ歯科医の普及啓発事業を都民向けに実施するとともに、在宅歯科医療の普及を目的とする医療従事者向け啓発事業を行った。令和 5 年度についても、計画を推進するために必要な取組への予算措置を講じられたい。

4 医療安全および患者への情報提供の充実

医療法第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療安全支援センターを設けることが努力義務とされている。また、医療安全支援センターは、患者やその家族からの医療に関する苦情や相談に応ずること、医療の安全確保に関し必要な情報の提供を行うこと等がその業務として規定されている。都民の歯科領域における健康の維持・向上のためにも、貴庁における医療安全支援センターの増強を要望したい。

(具体的施策)

- (1) 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の運営体制の充実 (新規要望)

(理由)

(1) 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の運営体制の充実について

医療安全支援センター「患者の声相談窓口」では、全ての診療科に関する様々な相談が持ち込まれていると思われるが、現在のところ、相談担当者には看護師のみが配置され運営されている。そこで、歯科領域に関する相談案件についても、今まで以上に対応できるようにするため、相談担当者に歯科医師や歯科衛生士を加えて運営されるよう、人員措置を要望する。

二 障害者等歯科医療対策関係

1 都立心身障害者口腔保健センター事業の充実

心身障害者等スペシャルニーズのある方の歯科保健医療分野での診療、機能療法の提供、教育研修、調査研究や情報発信における中核的機能を持つ都立心身障害者口腔保健センターの、事業運営の充実を図りたい。

(具体的施策)

- | | |
|--|--------|
| (1) 老朽化している施設設備・医療機器等の改修及び計画的更新、 災害発生時の体制整備 | (継続要望) |
| (2) 重度・難症例への対応強化のための体制整備 | (継続要望) |
| (3) 医療安全対策（感染症対策）の充実、強化 | (継続要望) |
| (4) 教育・研修事業の充実、強化 | (継続要望) |
| (5) 障害者歯科の地域での一層の推進 | (継続要望) |

(理 由)

(1) 老朽化している施設設備・医療機器等の改修及び計画的更新、災害発生時の体制整備について

当センターは、設立 40 年目を迎え、施設配管設備類の老朽化や医療機器等備品類に関して経年劣化の進行が顕著になりつつある。このような切実な状況も踏まえ、建物設備改修や医療機器等の計画的更新についてこれまで以上の財政措置をご配慮いただきたい。

今後の中長期的な課題であるが、東日本大震災を経験し、ビル高層階から障害者の方々を避難させることの困難を実感している。毎年 3 月には、EVAC CHAIR（歩行困難な方を人力により階段から運搬する機器）や、キャリーマット（簡易担架）を用いた避難訓練を実施している。しかし、この訓練を通じて障害者の方々を安全に避難させるためには 8 階、9 階という立地に不安を感じている。大規模災害や火災などへの抜本的な安全対策を支援していただきたい。

(2) 重度・難症例への対応強化のための体制整備について

センターでは、地域で診療が難しい重度・難症例の患者に対して安全・安心で質の高い医療を提供するため、全身麻酔法や静脈内鎮静法への取組を進めてきた。特に全身麻酔法に関しては、施設及び設備、歯科麻酔医の確保の観点から、これ以上の診療予約が入りにくい状態が続いている。

センターが、特に全身麻酔診療に関する施設の改修、必要機器の整備、人的課題などに対応することは、今後の地域の歯科診療所等とのスムーズな連携を図る上でも欠かせない前提条件である。この点もご配慮の上、センターにおける重度・難症例への対応の一層の人的、施設的な環境整備の充実をお願いしたい。

(3) 医療安全対策（感染症対策）の充実、強化について

当センターの患者は心身障害者や高齢者の方であり、感染症対策においても特段の配慮が求められる。例えばこれまでも、H I Vの基礎疾患をお持ちの患者の歯科診療を行ってきており、平成24年度からはエイズ協力歯科医療機関に登録し、歯科医療分野でのH I V対策にも積極的に取り組んできている。

具体的には、センター「院内感染対策マニュアル」に基づき様々な感染防止のための体制整備に努めている。近年、より確実な感染防止の一環として、ディスポ製品使用の拡充を図ってきており、特に直近の新型コロナウイルス感染症を含めあらゆる感染症対策においても、一層の徹底が求められている。これら感染防止対策の推進のため、必要な財政措置を引き続き講じられたい。

(4) 教育・研修事業の充実、強化について

センターでは専門家育成研修として、地域での障害者歯科の担い手となる歯科医師、歯科衛生士を育成するための個別研修会、また様々なコメディカルの方々を対象とした集団研修会などを、最新のテーマを設けてセンター職員や外部講師も招聘して実施してきており、非常に好評を得ている。

また、23区内や多摩地域の様々な福祉施設や介護施設等で働く職員や入所者、保護者の方々を対象に、地域派遣研修と銘打ってそれぞれの施設にセンター職員が出向き、それぞれのニーズに即した、あるいは予防歯科の観点から基礎的な内容の研修会を行っている。

さらに、平成29年度からは、都の摂食・嚥下機能支援推進事業を引き継ぐ形で、摂食嚥下に係る研修をセンター事業として実施している。

このように歯科医師など専門家だけでなく広く都民の方々を対象に、障害者歯科に係る保健・医療・福祉分野の教育研修事業を実施してきており、これらに対するニーズの高まりを日々実感しているところである。

障害者歯科領域に限らず予防歯科の重要性が広く認識されつつある現状において、障害者歯科診療の現場で豊富な経験を有する当センター職員が果たすべき教育研修事業での役割は、ますます重要なものとなる。そのためには何よりも、当センターにおける人員体制の一層の充実が不可欠であり、更なる人的、財政面での支援を要望する。

(5) 障害者歯科の地域での一層の推進について

地域の障害者歯科保健の一層の推進を図るためには、当センター歯科医師が、地区口腔保健センターの歯科医師や既にセンターに登録いただいている「協力医」や「登録医」の歯科医師と連携し障害者診療の充実を図ることが第一である。また、患者が円滑に地域移行できるよう、地域の歯科診療所と連携を進めるとともに、地域の要望に応じて研修（派遣研修含）内容を充実するなど地域の診療所との連携を強固にしていく。

さらに、当センターと都立病院など病院歯科や歯科大学病院との役割分担を明確にするとともに、地域の歯科診療所や障害者施設等における障害者の歯科受診の実態を把握し、当センターが果たすべき役割を明確にしなければならない。そのためには、都の総合的な歯科保健推進施策の中、障害者歯科領域での中核施設である当センターにおける人材確保、環境整備及び財政措置の一層の充実が図られることを重ねてお願いするものである。

2 歯科医療従事者向け HIV/エイズ講習会の継続

この事業は、歯科医療従事者のエイズに対する知識の向上を図り、AIDS 患者及び HIV 感染者の歯科医療体制の確保を目的に歯科医師に対する講習会を年 2 回実施し、平成 12 年度より東京都受託事業として実施しているが、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

(1) 歯科向け HIV/エイズ講習会の継続実施

(継続要望)

(理由)

(1) 歯科向け HIV/エイズ講習会の継続実施について

東京都における AIDS 患者・HIV 感染者の報告数は依然として増加し続けている一方、抗 HIV 治療薬のめざましい進歩で患者さんの予後は劇的に改善し、患者さんの増加とその予後の改善による高齢化が進んでおり、社会状況も変わり、HIV 感染者との共存社会となっている。AIDS 患者・HIV 感染者にとってデンタルケアは健康管理上からも大変重要な要素のひとつとなっていることから、歯科医療従事者を対象に、HIV に対する知識や患者への対応、感染防御の知識の普及を図ることなどを目的とする講習会を実施してきた。今後も、必要性が増す中で、引き続き年 2 回の講習会を実施されたい。

3 協力歯科医療機関紹介事業の継続および充実

この事業は、平成 13 年度より開始され、HIV 陽性者が職場や住まいの近くなど身近な地域で歯科治療を受けられるよう、東京都より本会に委託して実施している。エイズ診療協力病院等からの要請により、登録している歯科医療機関の中から、患者のニーズ（かかりたい理由、最寄り駅、通院日時など）に適した歯科医療機関を紹介することを目的としているが、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

(1) 協力歯科医療機関紹介事業の継続実施

(継続要望)

(理由)

(1) 協力歯科医療機関紹介事業の継続実施について

本会における主なエイズ対策として、HIV 感染者の紹介事業として平成 13 年度より開始した協力歯科医療機関数は 104 医療機関、紹介件数は年々増えており、令和 3 年度は 69 件の紹介件数があり、初診実数として 609 人の実績があった。

未だに医科の診療所にも見られない連携システムであり、有効なネットワークとして、より一層の充実、推進を図られたい。一方、協力歯科医療機関にとっては、ハイリスクの患者を診療するため、スタッフ教育や感染防御対策等種々の対応を自ら備えなくてはならないため、診療機関への財政措置は勿論のこと、研修会の充実や、様々な新しい緊急性の高い感染症への対応に遅れないよう、高次で緊急性の高い感染症に対応できる大学附属病院、病院歯科等との医療連携システムの構築やネットワークづくりを進めるための財政支援を要望する。

三 基盤整備等歯科保健医療対策関係

1 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進

(具体的施策)

- (1) 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進について (継続要望)

(理由)

(1) 大規模事故・災害発生時に活用するための歯科用医薬品等の備蓄および整備の推進について

東京都歯科医師会は、令和3年2月1日に締結内容を改正した東京都との「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき災害対策事業を実施しており、毎年実施される東京都合同総合防災訓練において、医療救護活動訓練（歯科医療救護活動およびトリアージ）と、検視・検案・身元確認訓練の二つに参加協力している。

都内各地区歯科医師会に対しては、地区災害・警察歯科担当理事連絡協議会を開催し連絡体制の強化を図りつつ、東京都と区市町村の役割分担や歯科医療救護班の編成・支援・受援体制等について周知徹底を行っており、東京都全域における危機対応力の更なる強化を推進している。

また、身元確認班（歯科医師班）の養成については、在京4大学および隣県の歯科大学と連携し、東京都が主催する研修会への講師派遣、学会への共同参加等を行っており、大学病院とも発災時に迅速な連携がとれるよう体制づくりを進めている。

その中で、歯科医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保について要望したい。

災害時の歯科医療救護活動についての協定書において、「東京都内における歯科医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は東京都が備蓄するものを使用し、必要に応じて、歯科医療救護班が携行する医薬品等を使用する。」と定められているが、東京都合同総合防災訓練に際し実施する自治体の医薬品等の備蓄状況を確認したところ、十分ではないケースが見られた。

このことから、区市町村における歯科医療に要する医薬品等の十分な確保を促していただくと共に、東京都における同医薬品等の更なる確保も進められたい。

2 へき地、その他地域における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大

(具体的施策)

- (1) へき地等における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大
(継続要望)

(理由)

(1) へき地等における歯科保健普及啓発事業の成果の活用および実施拡大について

8020 運動の推進には、フッ化物応用への一層の取組が必要であり、このために東京都歯科医師会は東京都と協力し、平成 14 年度から神津島村においてフッ化物洗口を応用した歯科保健事業をおこなってきた。この結果、12 歳児の一人平均う歯数が半減するなど大きな成果を得ることが出来た。

また、平成 22 年度より三宅村等にてフッ化物洗口が開始され、神津島同様、歯科疾患の予防に係る普及啓発の一定の成果を見たが、その他の必要とされる地域に広がっていない。今後とも、介入の効果がでている神津島村等で培ったノウハウ（保育所等における幼児のフッ化物洗口法への取り組み等）を他の島しょ地域や特に幼児期のう蝕有病率の高い、その他の地域に積極的に東京都としてフッ化物応用を働きかけられるよう引き続き事業の拡大を図りたい。

3 医学技術振興補助金事業等の継続および充実

日進月歩の歯科医学をより早く都民に還元するために、また、かかりつけ歯科医を中心とした医療の機能連携を推進するために、また、多職種連携をスムーズに進めるためにも、今までにも増して医学技術振興および研修事業の充実が重要であるため、今後も引き続き安定的な財政的支援を要望する。

(具体的施策)

- (1) 各種研修会事業への補助金の増額
(継続要望)

(理由)

(1) 各種研修会事業への補助金の増額について

本会では、従前より医学技術振興事業については、会員への資質向上に向けた学術講演会の開催や、都民に対する歯科保健の普及啓発事業としての都民向け講演会や、食育イベント、また、患者用のチェアーサイドパネル等の作成をおこなうなど、都民ニーズに合った事業を展開している。今後も都民への多種多様なニーズに対応すべく、補助事業の継続要望をする。

4 保険医等講習事務委託事業の継続および充実

ますます複雑化する医療保険事業を円滑適正に遂行し、都民（被保険者）の福祉に貢献するために、保険医等講習事務委託事業の充実が必要である。

そのために、保険医等講習会等をさらに充実させ、都内保険医療機関への医療保険制度の周知徹底を図るための予算増額を要望する。

（具体的施策）

（1）保険医等講習事務委託事業

（継続要望）

（理由）

（1）保険医等講習事務委託事業について

国民健康保険業務を円滑適正に遂行し、被保険者の福祉に貢献するため、保険講習会及び指導整備の充実が必要である。

保険講習会の充実

保険診療に係る事務、保険医療制度周知のための保険講習会の一層の充実のために増額の予算措置を講じられるよう要望する。保険講習会の充実を図って都内保険医療機関の保険知識の向上に役立てることは、患者の歯科保険診療のためにも意義があり、必要なものである。

指導整備の充実

医療保険においては、レセプトの電子化はされたが、今後も手書きによるレセプト請求は存置され、また、高齢の歯科医師にとっては毎月の指導整備会による個別講習が有効な手段となっていることから、これまで同様に指導整備会は必要だと考えられる。

5 地域医療介護総合確保基金を活用した事業および設備整備等の充実

平成 26 年度から医療従事者の確保に資する医療機関等の施設及び設備等の整備などへの財政支援として創設されている『医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）』を在宅歯科医療の充実に、有効的且つ総合的に活用ができるよう強く要望する。

（具体的施策）

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 在宅歯科医療を実施するための設備整備事業 | （継続要望） |
| (2) 地域包括ケアシステムの構築に寄与する 連絡会の実施 | （継続要望） |
| (3) 在宅歯科医療推進事業 | （継続要望） |
| (4) 認知症対応力向上の推進 | （継続要望） |
| (5) 周術期口腔ケアの推進 | （継続要望） |

（理 由）

（1）在宅歯科医療を実施するための設備整備事業について

平成 23 年度には、国の財源不足から大混乱を招いた在宅歯科診療設備整備事業は、本来、本人自己負担が 1/3（国 1/3・都 1/3）で購入できる在宅歯科診療器材が、自己負担 9 割という、前代未聞の事態を会員に強いる結果となり、国への信頼度は失墜した。

しかし、26 年度からは新たな基金のメニューとして、東京都独自の制度に再構築し、在宅歯科医療研修会や東京都周術期口腔ケア推進事業の研修修了者等が対象となっており、在宅歯科医療の推進に益々寄与することができる事業となっている。今後、さらに在宅歯科医療に取り組む医療機関を確保していくために、引き続き次年度以降も継続的に実施されるよう強く要望する。

（2）地域包括ケアシステムの構築に寄与する連絡会の実施について

現在、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）の骨格をなす『在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業』の中に在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業等が位置付けられ、推進されているところである。東京都においても地域医療構想が策定されたことを受け、地域包括ケアが都全域で安定して行えるよう、地域医療構想を踏まえた東京都の在宅療養の取組を理解するために、各地域における ICT（情報通信技術）の普及状況や在宅歯科医療における課題や解決策等について情報発信する「在宅療養担当者連絡会」（仮）を、本会が核となり 55 地区歯科医師会向けに開催する必要がある。そのため、連絡会の円滑な実施について、支援を要望する。

(3) 在宅歯科医療推進事業について

東京都歯科医師会では、歯科医療機関及び介護施設等の職員に対して、歯科にかか
る多職種連携のノウハウや意義を伝えるとともに患者・家族や介護を担う人材に対し、
歯科介入の意義を普及啓発することで、地域における多職種連携の取組を支援し、在宅
療養患者の口腔機能の維持・改善・向上を図っている。

具体的には、在宅歯科医療を実施する歯科医師と他職種が連携するにあたり、求めら
れる役割や必要な知識、介護、訪問看護等の役割、機能等について理解を深めるための
マニュアルを作成した。また、地域で在宅歯科医療講演会を実施し、歯科医師や歯科衛
生士等に対し、介護保険制度や地域包括ケアにおける多職種連携の先駆的な取組などを
紹介することで、他職種に対し歯科の重要性について発信するなどの他職種と歯科医療
を繋ぐためのノウハウを伝えている。令和5年度も引き続き、基金を活用して、地域で
活用できるチェックリストの普及並びに介護支援員、介護者等への啓発ができるよう事
業継続を要望する。

(4) 認知症対応力向上の推進について

日本の高齢化は年を追うごとに進み、認知症の人の数も今後さらに増加していくこと
が予測されている。平成27年1月に厚生労働省から「認知症施策推進総合戦略」(新オ
レンジプラン)が公表され、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域
の良い環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現を国は目指している。

東京都では平成28年度より、認知症の人や家族を支えるための認知症対応の基礎知識
及び早期発見・早期対応の重要性や歯科診療継続のための方法を習得するとともに、医
療・介護・地域が連携した生活支援の重要性を理解するための「歯科医師認知症対応力
向上研修」を本会に委託して行い、令和3年度までの6年間で980名の歯科医師の受講
者を得た。歯科医師が認知症の人に対する対応力を向上することは、これから一層求め
られるスキルのひとつといえる。今後も継続した予算措置を講じられるよう、要望する。

(5) 周術期口腔ケアの推進について

がん患者等の治療による苦痛を軽減し、合併症を予防することにより治療を円滑に進めるとともに患者の QOL を高めるために、周術期の口腔ケアが重要である。

本会は、東京都とともに平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間、周術期口腔ケアに関する事業（H25～27 周術期口腔ケア体制基盤整備事業、H28～周術期口腔ケアにおける医科歯科連携推進事業）に取り組み、周術期の患者に適切に対応できる歯科医師（681 名）、歯科衛生士（217 名）の養成や患者、家族への普及啓発ツールの開発、作成、病院と地域歯科医療機関の連携を図るためのモデルの構築を都内 2 か所の病院で行った。平成 30 年度以降も「周術期口腔ケア推進事業」として事業を継続し、9 年間の合計で 845 歯科医療機関が連携登録機関として登録されている。

これらの取組から、全都に周術期の口腔ケアの体制を広げるためには、より多くの人材養成とともに、各地域における病院と地域の歯科医療機関の連携が不可欠であることが明白となったが、地域の歯科医療機関は従来から病院歯科との連携はあるものの、他科との連携は非常に希薄な状況にある。また、病院と地区歯科医師会の組織間の連携も課題である。

そのため、平成 28 年度から、各病院と地域の歯科医療機関との連携を強化し、地域において周術期の口腔ケアが確実に推進できるよう、地域特性をふまえた体制整備の支援に取り組んだ。令和 5 年度においても引き続きより多くの地域の歯科医療機関が周術期口腔ケアに取り組めるよう事業継続を要望する。

地方独立行政法人 東京都立病院機構関係

一 都立病院の診療機能整備・拡充関係

1 都立病院における歯科診療機能の整備・拡充

「かかりつけ歯科医」を中心とした新たな歯科保健医療体制を構築し、都民の歯科保健の向上を図るためには、地域において歯科保健医療の基盤が整備されることが必要であり、必要な支援策を講じられたい。

(具体的施策)

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 緊急時や災害時の病院歯科の体制整備 | (継続要望) |
| (2) 医科・歯科医療連携の体制強化 | (継続要望) |
| (3) 病床の機能分化・連携のために必要な歯科医師等の確保 | (継続要望) |

(理由)

(1) 緊急時や災害時の病院歯科の体制整備について

都立病院は、地域で中核となる病院歯科を強力に支援および連携し、その結果として病院歯科での緊急体制および災害時での確保等、都民が安心できるよう平時からスムーズに協働して連携できるようなネットワークシステムの構築に対する必要な予算措置を引き続き講じられるよう要望する。

(2) 医科・歯科医療連携の体制強化について

国の示す、がん・脳卒中等の五疾病に対して新たな医療連携体制の構築が求められており、歯科医療もその一翼を担っていくものとする。都立病院においては、悪性腫瘍や多様な疾病の周術期の患者に対する専門的口腔ケアによって、術後呼吸器感染症の予防や在院期間の短縮に効果を上げつつあり、患者満足度も高いと報告されている。今後は、がんの周術期口腔ケアだけでなく基礎疾患のある歯周病ならびにがん以外の周術期の患者に合併する歯科疾患に対しても医科・歯科の医療連携を進め、地域におけるかかりつけ歯科医とより効率的・効果的な診療体制が整備されるよう要望する。

(3) 病床の機能分化・連携のために必要な歯科医師等の確保について

国の地域医療介護総合確保基金事業等を活用し、地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における患者の全身と口腔機能の向上を図り、また、在宅歯科医療を実施する地域の歯科医療機関の後方支援という地域医療構想においても重要な役割を担う病院歯科の体制強化に対する支援を要望する。

令和5年度 東京都予算要望重点項目

P2 2. 保健医療普及啓発事業の継続および充実

P3 (3) 勤労者に対する産業歯科医による特殊歯科健診の増加に対応する体制構築について

産業歯科医が社会的役割を果たすための環境は、現在整備されているとはいえない状況にある。令和2年12月25日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知『有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について』では、労働安全衛生法で歯等に有害な酸の取扱い業務に常時従事する労働者に対し、歯科健診（以下、特殊歯科健診）の実施等を義務づけているが、令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は31.5%にとどまっていた。特に常時50人未満の労働者を使用する事業場（小規模事業場）では22.5%と低い傾向が見られたと報告されている。それに伴い労働安全衛生規則の一部を改正する省令が、令和4年10月1日から施行されることとなり、今後特殊歯科健診の実施が著しく増加することが見込まれる。

東京都歯科医師会としては、事業所からの特殊歯科健診依頼に対して都内各地区歯科医師会でスムーズに受け入れできるよう体制を構築することを計画していることから、マニュアルの作成・配布及び体制構築委員会等に対する財政的支援を要望する。

P4 (5) 都内のリハビリテーション栄養における医科歯科連携推進事業および歯科医療関係者・都民へのフレイル予防等研修会・講習会の実施について

超高齢社会の日本では、口腔機能や摂食嚥下機能に低下・障害を認める方が増加している。口腔機能低下や摂食嚥下障害は、全身のサルコペニア、低栄養と関連を認める。そのため予防や治療には、口やのどへのアプローチだけでなく、全身へのアプローチの併用が必要である。

リハビリテーション（以下、リハ）栄養とは、フレイル高齢者や障がい者の生活機能とQOLを、リハと栄養の両者の介入でできるだけ高める取り組みである。質の高いリハ栄養の実践には、歯科だけでも医科だけでも不十分であり、医科歯科連携が欠かせないが、全国的に見てもなかなか連携は進んでいないのが現状である。

そこで東京都歯科医師会では、今年度一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会と共催して、地域のリハビリテーション拠点病院と各地域の歯科医師会との連携構築を推進するとともに、連携構築を中心的に担っていただく人材の育成を目的として、『口のリハビリテーション医科歯科連携インストラクター講習会』を開催する予定であり、来年度以降も同様のインストラクター講習会及び都内各地域での連携構築を推進することを計画し

ていることから、講習会及び連携構築委員会等に対する財政的支援を要望する。

また、今後は、多職種連携をキーワードに、医療職全体で取り組んでいくことが都民のフレイルやサルコペニアを予防し、健康の延伸に繋がると考えられる。歯科医師・歯科衛生士向けに、オーラルフレイル、サルコペニア予防に関する知識の習得、研鑽ができる研修会の実施さらには口腔機能低下症を熟知し、予防、リハビリ等を研修する等に関わる財政的な支援を要望する。また、都民に対するオーラルフレイル啓発と口腔機能低下症の診療について研修会や都民向けフォーラムの開催支援を要望する。

P5 (8) 児童虐待の早期発見・早期対応のための児童相談所における 児童の口腔内実態把握について

本会では、毎年『子どもの虐待防止研修会』を開催するとともに、令和元年度より東京都8020運動推進特別事業の一環として『多数歯う蝕のある子供たちに対する支援のための歯科医療従事者向け研修』も実施している。また平成14年度には都内の全児童相談所の児童に対して歯科健診を行い、児童の口腔内の実態調査も行った。

平成31年4月に『東京都子供への虐待の防止等に関する条例』が施行し、都内の児童相談所も16所（特別区児相6所含む）に増えている現在、児童虐待の早期発見・早期対応のため、都内全児童相談所の児童の口腔内の実態把握についての財政支援を強く要望する。

P7 4. 医療安全および患者への情報提供の充実

P7 (1) 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の運営体制の充実

医療安全支援センター「患者の声相談窓口」では、全ての診療科に関する様々な相談が持ち込まれていると思われるが、現在のところ、相談担当者には看護師のみが配置され運営されている。そこで、歯科領域に関する相談案件についても、今まで以上に対応できるようにするため、相談担当者に歯科医師や歯科衛生士を加えて運営されるよう、人員措置を要望する。

東京都

知事 小池 百合子 殿

東京都令和5年度 予算編成における介護政策に対する要望事項

令和4年11月22日

一般社団法人全国介護事業者連盟 東京都支部

支部長 袴田義輝



昨年度の予算要望につきましては、多くの課題解決に向けた提案にご理解を頂き、誠にありがとうございました。日本で一番の経済圏と人口を有した首都である東京都においては、全国一律の制度である介護保険制度の課題解決に向けた進取的な取組を行うモデルであり、他の道府県とは異なる特性があり、その強みと課題の特性を踏まえた上で、依然終息の見えない新型コロナウイルス感染症対策並びに国際情勢不安に関する諸問題の対策を含めて、予算要望事項と制度改革事項を組み合わせ提言致します。

◆介護のデジタル機器等導入・運用推進人材育成の支援

東京都におかれましては、令和4年度もデジタル機器導入促進支援事業を継続して頂き、感謝申し上げます。人材不足を背景とした介護現場へのデジタル機器等の導入は「生産性の向上」「介護の質の確保」「介護の高度化」などを実現する上で必要不可欠と考えております。

しかしながら、介護業界におけるデジタル機器等の導入につきましては、課題と導入機器のミスマッチや導入後の使用方法・使用状況の確認・フォローなど、事業所や介護職員の理解不足による導入失敗例も散見され、特に中小零細の事業所がデジタル機器を導入する際の障壁となります。

これらを解消し、効果的に介護のデジタル化を推進するには、導入機器とは別に、デジタル化の目的を理解し、導入・運用をサポートするための人材が必要となります。

介護事業へのデジタル化を推進するために、導入・運用推進人材育成の支援に関して、東京都のご理解と予算を確保していただきますよう要望致します。

◆ICT機器の活用に伴う介護職員の負担軽減策の更なる促進

令和4年度デジタル機器導入促進支援事業において「ソフトウェア・クラウドサービス、タブレットやWi-Fi環境など」に対する支援策を講じていただき、感謝申し上げます。

令和5年度は、これまで支援対象から外れてしまっているサービス付き高齢者向け住宅など他の居住系サービスや、住まいに対する見守り支援機器等の補助を要望致します。

また、ICT・IoTツールの導入について、昨今は定額制のサービスも多く、単年の導入補助では導入を躊躇する事業者も多くあることから、3年から5年間の継続的な支援の仕組みを検討していただきますよう要望致します。

◆新型コロナウイルスの分類変更に伴う継続的な支援

感染症法では、重症化リスクや感染力に応じて感染症を「1類」から「5類」に分け、国や自治体が行うことができる措置の内容を定めております。

現時点では、新型コロナウイルスは感染症法上「2類相当」とされており、全数把握につきましては緩和されておりますが、新型コロナウイルスの変異は感染力の強まりがある中で、重症化リスクは比較的低いことから、季節性インフルエンザと同等の「5類」への変更議論が進んでおります。

社会活動や経済活動を考慮すれば、新型コロナウイルスの「5類」への変更は、世間の関心としても必要な判断であると理解しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの分類を「5類」とした場合、状況・状態が変わらないまま介護・障害福祉・医療現場における補助金・助成金等について廃止されれば、適切な事業運営として、利用者や入居者などの高齢者の安全を守ることが極めて難しくなります。

本件に関する国からの予算削減を前提として、東京都として医療・介護・障害福祉事業者への継続的な支援を要望致します。

◆物価高騰に対する支援

2020年1月から続く新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻に伴い、世界中の景気後退が散見され、円安が進む我国におきましても、光熱費、食材料費等の物価高騰は、広く国民に大きな影響を及ぼしているのみならず、医療機関及び介護・障害福祉事業所等にも大きな影響を及ぼしております。特に、多くの医療機関及び介護・障害事業所等は、日常の業務に加えて、新型コロナウイルス感染者への対応に追われており、厳しい環境下での経営を強いられているところ です。

他業種においては値上げという選択肢もありますが、医療機関・介護・障害事業所等は国が定める公定価格により経営するものであり、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、経営努力のみでは対応することが困難な状況です。

そのような中、東京都におかれましては、東京都議会第三回定例会にて、介護事業所に対する支援として、「介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業」及び「特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業補正予算」を編成して戴き、心から御礼申し上げます。

今後の見通しにおきましても、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や各国の経済・金利政策の違いなどから、物価高騰が続き、更なる価格高騰が予測されることから、来年度におきましても、継続したご支援を要望致します。

◆既存事業の継続について

(1) 介護職員奨学金返済・育成支援事業

特に新卒採用におきまして、介護職員奨学金返済・育成支援事業があることにより、求職者が介護事業者に就業を決めるきっかけの一つになると実感し、大変感謝しております。従業員の高齢化が著しい介護業界のなかで、特に若年層の新規採用は介護保険サービスの持続的提供にとって最重要課題となることから、令和5年度以降も、本事業を継続していただくことを要望致します。

(2) 介護職員宿舎借り上げ支援事業

令和4年度から対象事業所が拡大され、幅広いサービス種別で活用できることとなり、大変感謝しております。本事業では1戸あたりの助成対象期間が4年となっていますので、特に就業したての若年層や、他の道府県からの移住採用に結びつく施策として大変有効な施策と感謝しております。こちらの事業につきましても、令和5年度以降も本事業を継続していただくことを要望致します。

上記(1)(2)の促進策として、福祉系大学だけでなく一般大学の就職学生への周知を図り、就職活動のイベントなどを実施するなどし、積極的に若年層の獲得を目指すために努めて参りますので、東京都として幅の広い支援を要望致します。

以上

東京都知事

小池 百合子 殿

**令和5年度
東京都予算等要望書**

一般社団法人
東京都造園緑化業協会

平素より造園建設業界発展のため、各段のご支援・ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会は、昭和52年4月に設立認可された一般社団法人で、首都東京における緑環境の重要性を深く認識し、都市緑化の推進及び緑化技術の普及啓発に関する様々な事業を行っています。

これまで、造園緑化技術や安全対策向上のための研修会・講習会、調査研究・情報収集・提供、行政や公共的団体が実施する緑化関連事業への協力等、会員のみならず都民の緑化意識の高揚を図るための取り組みを行ってまいりました。なかでも、これからの緑の担い手となる高校生のインターンシップ事業は、協会員が造園関連の都立高校5校の生徒を受け入れ、就業体験を通して、学校と会員を繋ぐ大切な役割を担っています。また、東京都総合防災訓練に協力するとともに、東京都と災害協定を締結し、災害時には資機材や労力の提供により、公園の応急対策業務を担うこととしています。このように、当協会の会員は、東京都の緑豊かな都市、安全・安心な都市の実現のため、志高く取り組んでおります。

公園緑地は、憩いの場、防災拠点、都市景観の向上、健康増進等の場として、さらに、脱炭素社会の実現による地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和などに果たす役割も大きく、その整備拡大は喫緊の課題です。また、これらの機能を十分に果たすには、適切な維持管理が求められております。そのために必要な整備費並びに維持管理費の予算確保をお願いいたします。また、本年8月に策定された「シン・トセイ加速化方針2022」に基づき、局発注限度額をアップすることは、行政のスピードアップだけでなく、地元業者の指名拡大に繋がるものと期待しております。

私ども（一社）東京都造園緑化業協会も、首都東京の緑豊かな都市、安全・安心な都市の実現のために、東京都と軌を一にして取り組んでまいりますが、そのためには業界が直面している以下の課題の解決に向けて、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

要望事項 1 : 造園関係業務委託への最低制限価格制度の導入

都が発注する造園工事では最低制限価格が設定され、極端なダンピングは排除されています。しかし、造園関係業務委託では最低制限価格が設定されていないため、異業種を含む一部の業者による極端な低価格受注が、剪定等の品質低下や手薄な安全管理、ひいては造園作業員の低賃金化の原因にもなっています。こうした事態は、善良な業者の経営に多大な悪影響を及ぼし、造園業界の評価の低下、賃金の低下にも繋がり、若手技術者の入職を妨げ、次世代を担う人材育成ができず、造園業特有の技能・技術の継承を困難にしています。

最低制限価格制度を造園業務委託に拡大することについて、昨年度、都に要望したところ、「業務委託については、一般的に委託内容が多岐に亘っている状況があり、積算基準を共通化することによる影響や適用すべき業務分野の範囲等について課題があり、引き続き検討していきたい。」と回答がありました。業務委託は、清掃、警備、調査、道路公園管理など多岐に亘り、積算方法や契約方法も異なっているのは確かですが、最低制限価格を設定する上で、「業務委託という括りで積算の基準を共通化する」ことが必須とは思われません。業務委託分野ごとの事情に応じて最低制限価格を設定することは可能であると思います。

造園関係業務委託への最低制限価格制度の導入について、関東甲信（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、山梨、長野、栃木、群馬）では、何らかの形で導入済みが7県であり、導入されていないのは東京都と山梨県だけです【資料1】。東京都では、令和2年度から設計等委託において最低制限価格制度が試行で実施されています。

こうした状況に鑑み、造園工事と同様に、造園関係業務委託においても、より適正な価格で受注できるよう、最低制限価格制度の導入あるいは試行をしていただくようお願いいたします。

要望事項 2 : 造園技術・技能職の専門能力を有効活用した入札参加制度

(1) 営業種目 110 「道路・公園等管理」と 133 「樹木・緑地等保護」の明確な 区別を

都の造園委託業務の登録は、以前は営業種目「道路・公園等管理」だけであり、樹木管理を本業としていない清掃会社やビルメンテナンス会社なども参入し、競合していました。そこで、当協会をはじめ造園業界団体が財務局に要望し、平成 29 年から営業種目 133 「樹木・緑地等保護」を設けていただきました。この 133 「樹木・緑地等保護」の登録には、建設業許可（造園）を有していることが条件となっています。133 は樹木剪定や緑地管理など、造園の技術・技能が求められる業務内容であり、一方、110 は道路・公園清掃など、造園技術・技能を持たない作業員でも可能な業務です。

発足当初、営業種目変更の周知が業界内で不十分だったこともあり、「樹木・緑地等保護」で発注しても希望者が少なく、都は 133 「樹木・緑地等保護」の登録者のみならず、110 「道路・公園等管理」の登録者であっても造園工事業の資格を有していれば、入札参加できることとしました。その影響なのか、いまだ造園の技術・技能が求められる業務内容であっても、港湾局の緑地保護管理や水道局の樹木せん定、警視庁や東京消防庁での樹木手入れなど、都全般において、110 「道路・公園等管理」で発注されているものがあり、110 と 133 の区分が不明瞭な状態が続いています。そのため、清掃やビルメンテナンス会社が入札参加することにより、適正な樹木管理が行われていない現状があります。

については、133 「樹木・緑地等保護」を設けた本来の趣旨に立ち戻り、財務局においては、申込み時に営業種目 110 と 133 の明確な区別をすることについて、改めて全体的に周知・徹底をお願いします。また、133 「樹木・緑地等保護」では造園施工管理技士や造園技能士などの造園資格を有するものを配置予定技術者とするものの検討をお願いいたします。

(2) 現場代理人の資格要件の厳格なチェックを

都は令和4年度から、街路樹剪定委託について、「街路樹剪定士の資格を有する者を現場代理人にする」という参加申込要件を加えていただきました。

現場代理人は、工事では「直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者」となっていますが、委託では臨時雇用のような人でも現場代理人になっていることが散見されます。

については、街路樹剪定委託の現場代理人の資格要件を、工事と同様な要件となるよう改善していただきたく、お願いいたします。

要望事項 3 : 委託成果が適正に評価される制度づくり

(1) 全ての造園関係業務委託に成績評定を

現在、造園関係業務委託案件では、財務局の発注のうち限られた案件しか成績評価の対象となっておりません。これが、営利主義の安かろう悪かろうの業者が横行して、公園・道路の樹木管理の質を低下させている原因の一つとなっています。そのため、真摯に業務に取り組んでいる会員は、都の発注業務に対して不公平感を抱いています。

については、成績評定を全ての財務局発注案件をはじめ、事業局を含めた造園関係業務委託へ拡大適用し、成績不良の業者には何らかのペナルティを課すなどの厳正な対応をお願いいたします。

(2) 造園職の採用、育成、適正配置について

東京の緑の質を向上するには、都においても、公園緑地・街路樹等植栽管理は植物に精通している造園職が担当することが必須です。かつてはほぼ全ての建設事務所（建設局）に街路樹担当の造園職が配置されていましたが、現在は、全11建設事務所のうち造園職が配置されているのは7建設事務所のみです。また、課長代理職の多くが土木職に変わり、造園職の課長代理が配置されているのは第三建設事務所と北多摩南部建設事務所だけです。

また、既に述べたように、全ての委託業務に成績評定をつけていただきたいと思いますが、客観的な成績評価を実施するには、評価を適切に行うことができる造園職の育成が必要です。

については、こうした事情をご考慮いただき、造園職の採用・育成、建設事務所への適正配置をしていただくようお願いいたします。

【資料 1】

関東甲信 8 県での造園委託業務における最低制限価格制度の導入状況

| 県 名 | 内 容 |
|------|---|
| 神奈川県 | <p>街路樹剪定や除草工事について、平成 21 年工事系委託の入札制度改革により、①適正な競争のための環境づくり、②県内中小建設事業所の健全育成、③成果品の品質確保、を図るため、250 万円を超える案件については条件付き一般入札を導入し、工事系委託として発注し、85%の最低制限価格を設定している。</p> <p>現在は、原則として設計金額が100万円を超える工事系委託について最低制限価格を設定している。</p> |
| 千葉県 | <p>緑地管理業務において、平成 25 年度から最低制限価格制度を導入し、最低制限価格を予定価格の100分の70とした。</p> <p>その後、平成 29 年度から予定価格の100分の80に引き上げた。</p> |
| 埼玉県 | <p>平成 23 年 8 月 1 日から園地管理業務等に係る委託業務の最低制限価格が設定されている。</p> |
| 茨城県 | <p>導入済み。県庁前の植栽管理に関して、60%で導入し、現在は80%となっているが、まだ課題が残る数値である。</p> |
| 山梨県 | <p>導入していない。</p> |
| 長野県 | <p>街路樹剪定は工事として発注し、最低制限価格が設定されている。街路樹剪定と除草がセットで除草が多い場合は最低制限価格にあたる「失格基準価格」を設定している。</p> |
| 栃木県 | <p>導入済み。</p> |
| 群馬県 | <p>導入済み。</p> |

令和 4年 11月

令和 5年度 「私学振興予算等」 に関する

要 望 書

一般財団法人東京私立中学高等学校協会
東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会

東京都知事 殿

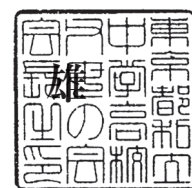
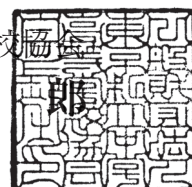
東京都議会議長 殿

一般財団法人東京私立中学高等学校協会

会 長 近 藤 彰

東京都私立中学高等学校父母の会
中央連合会

会 長 鹿 濱 徳



令和5年度「私学振興予算等」に関する要望について

東京都、東京都議会の皆様におかれましては、私立学校の振興を最重要事項の一つであると位置づけ、その充実にご尽力いただくとともに、保護者が負担する教育費の軽減につきましても、ご理解ご高配を賜り関係者一同心から感謝申し上げます。

さて、東京都は令和5年度予算編成の指針となる「副知事依命通達」において、原則として令和4年度予算額の範囲内で必要な所要額を見積もる、所謂「ゼロシーリング」とする一方、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に苦しむ都民生活を守る取組や子供政策等について強力に進めていくとの方針を表明いたしました。

教育の機会均等、学校選択の自由は、憲法に定められた国民の権利です。

しかしながら、より良き教育を求め私立学校に入学させたくとも、未だに経済的理由により入学させられないという実態があるのも事実です。

東京都におかれましては、私立学校が公教育に果たしている役割に鑑み、「私立学校振興助成法」の目的を踏まえた上で、私立学校が効率的な学校運営を図りながら財政基盤を強化し、より良い教育環境の整備充実、子どもたちの能力や個性に応じた質の高い教育を安定的に供給するとともに保護者が負担する教育費の公私間較差の是正のため、下記の事項について、より柔軟かつ弾力的な運用が行われるとともに、更なる公費負担の拡充・強化を要望いたします。

要 望 事 項

1. 私立学校教育の更なる充実のため、私学助成の基本である経常費補助の拡充強化

私立学校が、より良い教育環境の整備・充実を図り、子どもたちの能力や個性に応じた質の高い教育を安定的に提供するためには、健全な財政基盤の構築が重要でございます。

しかし、私立高等学校に対する生徒1人当たりの補助金は、公立学校にかかる経費のわずか39%であり、中学校においては25%という状況に留まっております。こうした公私間較差を一刻も早く是正するため、私学助成の基本である経常費補助の拡充強化に向けた改善を引き続き強く要望するとともに、今後の経常費の予算計上に当たっては、生徒数の推移を適切に見極めた積算により、決算における生徒1人当たりの補助単価の減を招くことのないようお願いいたします。

2. 私立中学校における保護者負担軽減制度の新設

私立学校に通う生徒の保護者は、自分の子供に必要な教育費負担に加え、納税者として公立学校にかかる教育費をも負担するという不平等な状況にあります。

私立中学校の多くは高等学校との併設による中高一貫教育の前期課程を担っており、都内中学生の4人に1人が私立中学校を選択しております。東京都は公立中高一貫教育校も必要とし、設置義務のない中高一貫教育校を設置しておりますが、都立の中高一貫教育校前期課程、附属中学校について「義務教育の無償」を理由に授業料を課しておらず、都立中高一貫教育校の生徒と保護者だけが公費による経済的恩恵を受けられるという格差が生じております。

こうしたことから、私立中学校に通う生徒の保護者についても家庭の経済状況に応じて授業料を軽減し、教育費の公私間較差を是正するよう全国の自治体に先立つ先導的な支援制度の新設を強く要望いたします。

3. ICT環境の整備に対する補助の拡充強化およびICTの支援が出来る人材の確保に対する補助制度の新設

コロナ禍におけるオンライン授業への対応や、生徒が情報リテラシーを理解しながら情報活用能力を身につけることが極めて重要とされる中、「生徒1人1台端末」の整備については、令和4年度東京都予算において、都内の私立高等学校（全日制・定時制）を対象とした「私立高等学校新入生端末整備費助成事業」を新設いただき、改めて感謝申し上げます。この補助制度により令和6年度には高校生全員の整備が見込まれております。

一方、私立中学校は国のGIGAスクール構想に基づく「私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業」による補助率が1/2に留まっていること等により、未だ整備が十分進展していないため、中学校も都の「新入生端末整備費助成事業」の助成対象学種となるよう要望いたします。併せて、保護者負担を前提とする端末の整備形態については、教員の負担軽減や保護者による端末選択の柔軟性を勘案した支援をお願いいたします。

また、生徒1人1台端末環境による教育活動を展開するにあたり、円滑な運用をおこなうため、ICT支援ができる人材の確保はもはや欠かせないものとなっております。加えて、デジタル教材の使用に伴う新たな財政負担も見据えておく必要があります。「GIGAスクール運営支援センター」の整備等により公立学校に対する支援体制の充実が図られている中、公私の別なく私立学校現場の実態を踏まえた必要な支援を強く要望いたします。

4. グローバル人材育成にかかる支援の堅持

新型コロナウイルス感染症が長期化する中であっても、海外における生徒の学習体験や教員の研修は着実に進展させなければなりません。状況が改善した後、学校が取組を速やかに再開できるよう現在の助成制度の堅持を要望いたします。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、研修期間や行き先等を変更した場合など、より柔軟に対応できますよう併せて要望いたします。

5. 学校施設の耐震化や防災備蓄品等の更新・補充など、生徒の安全・安心に対する補助の拡充強化

今後発生が懸念される首都直下地震等の大規模災害に備え、私立学校の全施設の耐震化は、生徒の命を守るために必要不可欠でございます。私立学校に通う生徒全員の安全確保に向けた補助制度の継続を要望いたします。

また、東日本大震災を契機に整備した防災備蓄品につきましては、これまで東京都からの支援により、保存年限の到来による更新を継続してまいりました。しかしながら、コロナ禍にあって、保健衛生環境の整備に傾注する中で、多くの備蓄品が保存年限を迎える事態となっておりますことから、備蓄品の更新や補充に関する支援について強く要望いたします。

6. 空調・換気設備の更新やLED照明の積極導入など、施設設備の整備に対する補助の拡充強化

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各方面で様々な取組が進められております。学校の施設設備においても、教室および体育館等の空調・換気設備の更新やLED照明の積極的な導入が求められておりますことから、これらの整備に対する補助の拡充強化を要望いたします。

7. 多様な経験や専門知識を有する人材の確保に対する補助制度の新設

学校現場において直面する様々な課題に対応しつつ、私立学校の特色ある教育を展開するには、教職員の資質向上とともに、多くの経験や専門知識を有する部活動指導員やスクールソーシャルワーカー等、多様な人材の活用が必要不可欠となっております。しかし、これらの人材については、就業形態が不規則であり、多様なことから、これまでの経常費補助金による対応では十分でないのが実情です。公立学校において外部人材の活用ニーズの高まりから、教職員の働き方改革と教育の質の向上等を目的とした支援がなされている中、私立学校だけが取り残されることがないように、公私の別なくその費用の全額を公費負担とする補助制度の新設を要望いたします。

8. 私学振興のための税制改正等、国に対する要望実現のための協力

私立学校等に対する寄付の拡大に資するべき所得控除限度額の撤廃や手続き全般の簡素化等の緩和策および祖父母等から孫等に一括贈与された教育資金等に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化や、父母負担教育費減税制度の新設について、国に対する要求実現のためのご協力をお願いいたします。

以上

父 母 の 願 い

私立学校は、独自の教育方針と個性豊かな校風を持ち、それぞれが特色ある教育を行っております。私たちが子供を私立学校に学ばせる理由はここにあります。

また、東京の私立学校が我が国の教育にも大きな役割を果たしていることは、誰もが認めるところであります。これまで東京都並びに東京都議会の諸先生方には、私学振興の拡充のため、格別のご理解とご高配を賜り、深く感謝いたしております。

私たちは、私立学校に通う自分たちの子供の授業料を納入し、また、納税者の一人として、公立学校に通っている子供の授業料までをも負担していることから、住民間の大きな負担較差を一刻も早く是正し、税金の公平な配分を進めていただきたいと願っております。

まず、私立学校運営の中核となる補助であります経常費補助については、私立学校が特色ある教育を展開するために必要な環境整備や人材確保に多くの経費が必要と聞いており、もしも、私立学校に対する補助金が削減されるようなことになれば、授業料等の納入金が値上げされることが考えられ、教育費負担を理由に子供たちの学校選択の自由が大きく制約されることとなります。私たちは、教育は未来への投資として社会全体で支えるという理念のもと、子供たちの意思と能力に応じた質の高い教育が行われるための教育環境の確保・充実を図るため、経常費補助の更なる拡充強化を強くお願い申し上げます。

そして、父母の負担する教育費の軽減については、「私立高等学校等特別奨学金補助」等により、高等学校においてはその軽減が進んでいる一方で、中高一貫教育校の前期課程にあたる中学校では、授業料が無償である国公立中学校との間にある大きな較差是正は進んでおらず、中学生の父母への助成を拡充いただくことが特に重要と考えております。

本来、教育の場として学校を選ぶことは自由でなければなりません。私たち父母は、子供の自己実現のため、より良き教育を求め、独自の教育方針に賛同したからこそ、子供を私学に学ばせているのであって、すべての父母が、決して経済的にゆとりがあるわけではありません。昨今のコロナ禍や物価高騰等の影響により先行きが見通せない社会・経済状況から、家計に対する影響への懸念からも、父母の教育費負担の更なる軽減が望まれます。

東京都知事並びに東京都議会の諸先生方におかれましては、どうぞここに参集いたしました私たち父母の切実な、そして心からの願いである「父母負担教育費の公私間較差の是正」を一日も早く実現し、私立学校が安定して存続できる基盤をつくっていただくとともに、家庭の経済状況によってあきらめることなく、誰もが自由に学校を選択できる社会となりますよう、お力添えを切にお願い申し上げます。

令和5年度私学振興予算要望期成大会

父母代表 亀山美穂

大会決議

本日、この大会に集う、私たち私立学校父母の代表は、我が国の将来を担う人材育成のため、建学の精神に基づき、自主性・独自性を発揮した特色ある私立学校教育のより一層の充実並びに父母と子供たちがより良き教育を求め、家庭の経済状況に関わらず、自由に学校選択ができる環境を整えるべく、東京都及び東京都議会に対して、次の事項を要望し、その実現を期待して大会決議といたします。

記

- 一、私立学校教育の更なる充実のため、経常費補助の拡充強化
- 一、父母負担教育費の公私間較差の是正
- 一、施設設備等を含む教育水準維持・向上のための支援補助制度の拡充強化

令和4年10月25日

令和5年度私学振興予算要望期成大会

東京都の高等学校数と生徒数（全日制・定時制）

| 年度 | 総数 | | 国立 | | | | 公立 | | | | 私立 | | | |
|------|-----|---------|----|-----|-------|-----|-----|------|---------|------|-----|------|---------|------|
| | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | | |
| 昭和23 | 384 | 135,142 | 3 | 0.7 | 799 | 0.5 | 123 | 32.0 | 56,597 | 41.8 | 258 | 67.1 | 77,766 | 57.5 |
| 25 | 396 | 194,939 | 5 | 1.2 | 1,278 | 0.6 | 138 | 34.8 | 106,997 | 54.8 | 253 | 63.8 | 86,664 | 44.4 |
| 30 | 400 | 286,464 | 7 | 1.7 | 3,045 | 1.0 | 143 | 35.7 | 141,894 | 49.5 | 250 | 62.5 | 141,525 | 49.9 |
| 35 | 402 | 407,175 | 7 | 1.7 | 3,162 | 0.7 | 142 | 35.3 | 159,324 | 39.1 | 253 | 62.9 | 244,689 | 60.0 |
| 40 | 421 | 584,988 | 7 | 1.6 | 4,088 | 0.6 | 155 | 36.8 | 209,316 | 35.7 | 259 | 61.5 | 371,584 | 63.5 |
| 45 | 417 | 420,748 | 7 | 1.6 | 3,735 | 0.8 | 157 | 37.6 | 184,092 | 43.7 | 253 | 60.6 | 232,921 | 55.3 |
| 50 | 431 | 433,889 | 7 | 1.6 | 3,697 | 0.8 | 174 | 40.3 | 178,815 | 41.2 | 250 | 58.0 | 251,377 | 57.9 |
| 55 | 456 | 477,208 | 7 | 1.5 | 3,960 | 0.8 | 204 | 44.7 | 210,772 | 44.1 | 245 | 53.7 | 262,476 | 55.0 |
| 60 | 465 | 526,910 | 7 | 1.5 | 3,989 | 0.8 | 213 | 45.8 | 240,385 | 45.6 | 245 | 52.7 | 282,576 | 53.6 |
| 63 | 467 | 542,098 | 7 | 1.5 | 3,992 | 0.7 | 215 | 46.0 | 249,839 | 46.1 | 245 | 52.5 | 288,267 | 53.2 |
| 平成元 | 468 | 543,166 | 7 | 1.5 | 4,021 | 0.7 | 216 | 46.1 | 248,893 | 45.8 | 245 | 52.4 | 290,252 | 53.5 |
| 5 | 467 | 446,828 | 7 | 1.5 | 4,031 | 0.9 | 216 | 46.3 | 192,254 | 43.0 | 244 | 52.2 | 250,543 | 56.1 |
| 10 | 458 | 369,403 | 7 | 1.5 | 3,895 | 1.1 | 214 | 46.7 | 157,386 | 42.6 | 237 | 51.8 | 208,122 | 56.3 |
| 12 | 458 | 358,824 | 6 | 1.3 | 3,464 | 1.0 | 214 | 46.7 | 154,939 | 43.2 | 238 | 52.0 | 200,421 | 55.8 |
| 13 | 457 | 349,813 | 6 | 1.3 | 3,437 | 1.0 | 213 | 46.6 | 151,578 | 43.3 | 238 | 52.1 | 194,798 | 55.7 |
| 14 | 456 | 338,051 | 6 | 1.3 | 3,453 | 1.0 | 212 | 46.5 | 146,264 | 43.3 | 238 | 52.2 | 188,334 | 55.7 |
| 15 | 452 | 329,659 | 6 | 1.3 | 3,463 | 1.0 | 208 | 46.0 | 142,045 | 43.1 | 238 | 52.7 | 184,151 | 55.9 |
| 16 | 445 | 325,178 | 6 | 1.3 | 3,473 | 1.1 | 201 | 45.2 | 139,699 | 42.9 | 238 | 53.5 | 182,006 | 56.0 |
| 17 | 448 | 318,279 | 6 | 1.4 | 3,487 | 1.1 | 204 | 45.5 | 136,069 | 42.7 | 238 | 53.1 | 178,723 | 56.2 |
| 18 | 451 | 311,369 | 6 | 1.3 | 3,438 | 1.1 | 207 | 45.9 | 132,589 | 42.6 | 238 | 52.8 | 175,342 | 56.3 |
| 19 | 450 | 306,695 | 6 | 1.3 | 3,481 | 1.1 | 206 | 45.8 | 130,236 | 42.5 | 238 | 52.9 | 172,978 | 56.4 |
| 20 | 447 | 306,503 | 6 | 1.3 | 3,490 | 1.1 | 203 | 45.4 | 129,663 | 42.3 | 238 | 53.3 | 173,350 | 56.6 |
| 21 | 438 | 308,375 | 6 | 1.4 | 3,523 | 1.1 | 195 | 44.5 | 130,841 | 42.4 | 237 | 54.1 | 174,011 | 56.4 |
| 22 | 435 | 313,241 | 6 | 1.4 | 3,445 | 1.1 | 192 | 44.1 | 133,558 | 42.6 | 237 | 54.5 | 176,238 | 56.3 |
| 23 | 434 | 313,779 | 6 | 1.4 | 3,378 | 1.1 | 191 | 44.0 | 134,864 | 43.0 | 237 | 54.6 | 175,537 | 55.9 |
| 24 | 432 | 315,262 | 6 | 1.4 | 3,327 | 1.1 | 189 | 43.8 | 136,097 | 43.2 | 237 | 54.9 | 175,838 | 55.8 |
| 25 | 431 | 312,593 | 6 | 1.4 | 3,316 | 1.1 | 188 | 43.6 | 135,274 | 43.3 | 237 | 55.0 | 174,003 | 55.7 |
| 26 | 431 | 315,967 | 6 | 1.4 | 3,323 | 1.1 | 188 | 43.6 | 136,898 | 43.3 | 237 | 55.0 | 175,746 | 55.6 |
| 27 | 429 | 316,839 | 6 | 1.4 | 3,296 | 1.0 | 186 | 43.4 | 137,251 | 43.3 | 237 | 55.2 | 176,292 | 55.6 |
| 28 | 429 | 318,368 | 6 | 1.4 | 3,279 | 1.0 | 186 | 43.4 | 137,759 | 43.3 | 237 | 55.2 | 177,330 | 55.7 |
| 29 | 429 | 316,832 | 6 | 1.4 | 3,246 | 1.0 | 186 | 43.4 | 137,340 | 43.3 | 237 | 55.2 | 176,246 | 55.6 |
| 30 | 429 | 314,305 | 6 | 1.4 | 3,262 | 1.0 | 186 | 43.4 | 135,741 | 43.2 | 237 | 55.2 | 175,302 | 55.8 |
| 令和元 | 429 | 310,356 | 6 | 1.4 | 3,242 | 1.0 | 186 | 43.4 | 133,349 | 43.0 | 237 | 55.2 | 173,765 | 56.0 |
| 2 | 428 | 306,226 | 6 | 1.4 | 3,266 | 1.1 | 185 | 43.2 | 130,176 | 42.5 | 237 | 55.4 | 172,784 | 56.4 |
| 3 | 429 | 301,651 | 6 | 1.4 | 3,231 | 1.1 | 186 | 43.4 | 126,739 | 42.0 | 237 | 55.2 | 171,681 | 56.9 |
| 4 | 429 | 299,886 | 6 | 1.4 | 3,218 | 1.1 | 186 | 43.4 | 124,799 | 42.0 | 237 | 55.2 | 171,942 | 57.3 |

学校基本調査速報

東京都の中学校数と生徒数

| 年度 | 総数 | | 国立 | | | | 公立 | | | | 私立 | | | |
|------|-----|---------|----|-----|-------|-----|-----|------|---------|------|-----|------|---------|------|
| | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | 学校 | 生徒 | | |
| 昭和23 | 732 | 285,074 | 8 | 1.0 | 2,340 | 1.8 | 472 | 64.4 | 181,020 | 63.4 | 252 | 34.4 | 101,714 | 35.7 |
| 25 | 623 | 327,881 | 9 | 1.4 | 3,581 | 1.0 | 382 | 61.3 | 233,638 | 71.2 | 232 | 37.2 | 90,662 | 27.6 |
| 30 | 620 | 455,204 | 8 | 1.3 | 3,633 | 0.7 | 409 | 65.9 | 389,455 | 85.5 | 203 | 23.7 | 62,116 | 13.6 |
| 35 | 676 | 500,512 | 8 | 1.1 | 3,543 | 0.7 | 463 | 68.4 | 426,088 | 85.1 | 205 | 30.3 | 70,881 | 14.1 |
| 40 | 711 | 450,669 | 8 | 1.1 | 3,726 | 0.8 | 497 | 69.9 | 387,389 | 85.9 | 206 | 28.9 | 59,554 | 13.2 |
| 45 | 713 | 371,554 | 8 | 1.1 | 3,818 | 1.0 | 507 | 71.1 | 320,616 | 86.2 | 198 | 27.7 | 47,120 | 12.6 |
| 50 | 745 | 429,064 | 8 | 1.0 | 3,570 | 0.8 | 546 | 73.2 | 370,841 | 86.1 | 191 | 26.6 | 54,653 | 12.7 |
| 55 | 804 | 481,278 | 8 | 1.0 | 3,610 | 0.7 | 613 | 76.2 | 424,048 | 88.1 | 183 | 22.8 | 53,620 | 11.1 |
| 60 | 852 | 532,336 | 8 | 0.9 | 3,637 | 0.7 | 658 | 77.2 | 467,230 | 87.8 | 186 | 21.9 | 61,469 | 11.5 |
| 63 | 857 | 486,881 | 8 | 0.9 | 3,665 | 0.8 | 664 | 77.5 | 417,007 | 85.6 | 185 | 21.6 | 66,209 | 13.6 |
| 平成元 | 858 | 451,242 | 8 | 0.9 | 3,616 | 0.8 | 665 | 77.5 | 380,448 | 84.3 | 185 | 21.6 | 67,178 | 14.9 |
| 5 | 857 | 380,066 | 8 | 0.9 | 3,592 | 0.9 | 665 | 77.6 | 297,397 | 78.2 | 184 | 21.5 | 79,077 | 20.8 |
| 10 | 848 | 339,365 | 8 | 0.9 | 3,613 | 1.1 | 662 | 78.1 | 255,980 | 75.4 | 178 | 21.0 | 79,772 | 23.5 |
| 12 | 846 | 318,707 | 7 | 0.8 | 3,271 | 1.0 | 660 | 78.0 | 238,915 | 75.0 | 179 | 21.2 | 76,521 | 24.0 |
| 13 | 843 | 312,565 | 7 | 0.8 | 3,261 | 1.1 | 657 | 78.0 | 233,593 | 74.7 | 179 | 21.2 | 75,711 | 24.2 |
| 14 | 839 | 305,622 | 7 | 0.8 | 3,250 | 1.1 | 653 | 77.8 | 227,713 | 74.5 | 179 | 21.4 | 74,659 | 24.4 |
| 15 | 839 | 299,439 | 7 | 0.8 | 3,253 | 1.1 | 653 | 77.8 | 221,854 | 74.1 | 179 | 21.4 | 74,332 | 24.8 |
| 16 | 837 | 295,387 | 7 | 0.8 | 3,249 | 1.1 | 651 | 77.8 | 217,509 | 73.6 | 179 | 21.4 | 74,629 | 25.3 |
| 17 | 832 | 295,843 | 7 | 0.9 | 3,245 | 1.1 | 645 | 77.5 | 216,664 | 73.2 | 180 | 21.6 | 75,934 | 25.7 |
| 18 | 828 | 298,062 | 7 | 0.8 | 3,246 | 1.1 | 640 | 77.3 | 217,332 | 72.9 | 181 | 21.8 | 77,484 | 26.0 |
| 19 | 826 | 304,557 | 7 | 0.8 | 3,116 | 1.0 | 636 | 77.0 | 221,426 | 72.7 | 183 | 22.1 | 80,015 | 26.3 |
| 20 | 822 | 307,538 | 7 | 0.8 | 2,979 | 1.0 | 631 | 76.8 | 222,919 | 72.5 | 184 | 22.4 | 81,640 | 26.5 |
| 21 | 817 | 311,305 | 6 | 0.7 | 2,819 | 0.9 | 627 | 76.8 | 225,885 | 72.6 | 184 | 22.5 | 82,601 | 26.5 |
| 22 | 822 | 309,246 | 6 | 0.7 | 2,816 | 0.9 | 629 | 76.5 | 225,364 | 72.9 | 187 | 22.7 | 81,066 | 26.2 |
| 23 | 819 | 311,987 | 6 | 0.7 | 2,799 | 0.9 | 626 | 76.4 | 229,483 | 73.6 | 187 | 22.8 | 79,705 | 25.5 |
| 24 | 819 | 311,759 | 6 | 0.7 | 2,799 | 0.9 | 625 | 76.3 | 231,212 | 74.2 | 188 | 23.0 | 77,748 | 24.9 |
| 25 | 818 | 312,764 | 6 | 0.7 | 2,783 | 0.8 | 624 | 76.3 | 235,384 | 74.6 | 188 | 23.0 | 76,597 | 24.5 |
| 26 | 817 | 311,840 | 6 | 0.7 | 2,776 | 0.9 | 623 | 76.3 | 233,932 | 75.0 | 188 | 23.0 | 75,132 | 24.1 |
| 27 | 815 | 310,874 | 6 | 0.7 | 2,755 | 0.9 | 621 | 76.2 | 233,762 | 76.2 | 188 | 23.1 | 74,357 | 23.9 |
| 28 | 808 | 306,820 | 6 | 0.7 | 2,767 | 0.9 | 614 | 76.0 | 229,731 | 74.9 | 188 | 23.3 | 74,322 | 24.2 |
| 29 | 807 | 304,199 | 6 | 0.7 | 2,764 | 0.9 | 613 | 76.0 | 227,218 | 74.7 | 188 | 23.3 | 74,217 | 24.4 |
| 30 | 804 | 300,085 | 6 | 0.7 | 2,705 | 0.9 | 611 | 76.0 | 222,876 | 74.3 | 187 | 23.3 | 74,504 | 24.8 |
| 令和元 | 804 | 300,377 | 6 | 0.7 | 2,644 | 0.9 | 610 | 76.0 | 222,730 | 74.2 | 188 | 23.3 | 75,003 | 25.0 |
| 2 | 803 | 304,405 | 6 | 0.7 | 2,582 | 0.8 | 609 | 75.8 | 225,116 | 74.0 | 188 | 23.4 | 76,707 | 25.2 |
| 3 | 801 | 311,049 | 6 | 0.7 | 2,576 | 0.8 | 608 | 75.9 | 229,999 | 73.9 | 187 | 23.3 | 78,474 | 25.2 |
| 4 | 801 | 313,364 | 6 | 0.7 | 2,575 | 0.8 | 608 | 75.9 | 230,893 | 73.7 | 187 | 23.3 | 79,896 | 25.5 |

学校基本調査速報

都道府県私立高等学校等経常費補助金の生徒1人当り額

○ 高等学校（全日制・定時制）

| 都道府県名 | 年度 | 50 | 55 | 60 | 2 | 7 | 12 | 17 |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平均 | 46,445 | 125,287 | 161,791 | 197,946 | 262,864 | 297,029 | 308,278 |
| 1 北海道 | — | 134,581 | 168,346 | 176,885 | 248,953 | 320,926 | 321,009 | |
| 2 青森 | 45,518 | 120,600 | 134,229 | 161,799 | 251,313 | 322,888 | 316,384 | |
| 3 岩手 | 45,938 | 124,537 | 142,916 | 171,132 | 238,225 | 305,989 | 330,735 | |
| 4 宮城 | 45,558 | 123,240 | 142,580 | 177,032 | 250,700 | 274,930 | 293,835 | |
| 5 秋田 | 43,000 | 120,600 | 131,150 | 156,894 | 234,370 | 303,183 | 324,387 | |
| 6 山形 | 43,178 | 120,600 | 138,200 | 167,383 | 238,400 | 301,230 | 316,840 | |
| 7 福島 | 42,423 | 129,000 | 151,450 | 175,910 | 244,470 | 299,551 | 325,209 | |
| 8 新潟 | 50,000 | 121,000 | 136,351 | 190,336 | 263,290 | 333,487 | 332,590 | |
| 9 茨城 | 46,553 | 128,570 | 146,830 | 182,456 | 245,775 | 292,430 | 319,019 | |
| 10 栃木 | 40,030 | 129,000 | 146,800 | 175,600 | 227,500 | 268,200 | 298,900 | |
| 11 群馬 | 40,855 | 131,400 | 158,600 | 184,110 | 257,070 | 316,240 | 326,217 | |
| 12 埼玉 | 38,624 | 120,570 | 141,970 | 188,000 | 218,328 | 260,092 | 210,112 | |
| 13 千葉 | 44,808 | 120,570 | 149,470 | 185,280 | 246,330 | 282,091 | 287,119 | |
| 14 神奈川 | 56,756 | 120,600 | 146,000 | 189,693 | 234,392 | 244,019 | 278,743 | |
| 15 東京 | 51,226 | 120,600 | 193,625 | 244,883 | 314,313 | 348,471 | 341,239 | |
| 16 富山 | 39,748 | 121,480 | 146,092 | 172,721 | 245,858 | 304,122 | 325,443 | |
| 17 石川 | 48,141 | 122,581 | 139,662 | 168,241 | 232,173 | 314,271 | 338,843 | |
| 18 福井 | 52,415 | 128,880 | 179,409 | 216,438 | 272,841 | 314,524 | 339,774 | |
| 19 山梨 | 38,356 | 121,000 | 147,400 | 172,800 | 239,447 | 297,119 | 328,787 | |
| 20 長野 | 50,435 | 122,055 | 153,094 | 180,483 | 252,831 | 295,357 | 321,855 | |
| 21 岐阜 | 56,542 | 118,793 | 143,400 | 177,100 | 247,000 | 298,246 | 317,906 | |
| 22 静岡 | 42,500 | 125,373 | 146,100 | 182,720 | 256,030 | 295,219 | 324,069 | |
| 23 愛知 | 36,762 | 135,299 | 164,970 | 211,949 | 295,140 | 265,046 | 287,337 | |
| 24 三重 | 40,086 | 120,570 | 140,422 | 176,036 | 238,349 | 302,434 | 309,941 | |
| 25 滋賀 | 37,630 | 122,000 | 155,745 | 183,328 | 254,601 | 296,564 | 321,956 | |
| 26 京都 | 45,236 | 139,048 | 173,955 | 198,496 | 226,619 | 290,893 | 321,244 | |
| 27 大阪 | 50,008 | 123,848 | 185,463 | 224,352 | 289,818 | 292,808 | 286,679 | |
| 28 兵庫 | 64,080 | 134,340 | 154,588 | 192,476 | 326,991 | 325,569 | 333,738 | |
| 29 奈良 | 39,808 | 127,656 | 165,000 | 183,000 | 243,973 | 290,500 | 312,500 | |
| 30 和歌山 | 35,100 | 120,600 | 156,000 | 177,950 | 251,686 | 295,303 | 319,179 | |
| 31 鳥取 | 55,699 | 131,075 | 153,899 | 156,823 | 235,609 | 358,330 | 425,600 | |
| 32 島根 | 31,705 | 141,970 | 152,467 | 168,399 | 248,488 | 303,373 | 319,581 | |
| 33 岡山 | 50,770 | 122,884 | 145,863 | 175,849 | 251,781 | 303,115 | 327,849 | |
| 34 広島 | 71,070 | 133,701 | 146,645 | 182,228 | 256,122 | 300,593 | 327,717 | |
| 35 山口 | 53,914 | 124,860 | 145,414 | 177,181 | 259,088 | 303,497 | 328,333 | |
| 36 徳島 | 42,500 | 122,000 | 139,830 | 173,991 | 237,508 | 282,048 | 313,742 | |
| 37 香川 | 46,823 | 122,500 | 143,500 | 176,000 | 244,051 | 294,100 | 290,142 | |
| 38 愛媛 | 42,500 | 122,600 | 144,750 | 177,160 | 243,940 | 293,430 | 309,026 | |
| 39 高知 | 50,000 | 123,869 | 139,686 | 172,261 | 237,221 | 283,204 | 305,842 | |
| 40 福岡 | 44,114 | 129,864 | 152,008 | 180,681 | 240,648 | 281,268 | 310,427 | |
| 41 佐賀 | 44,939 | 122,083 | 139,612 | 165,510 | 228,920 | 273,424 | 299,912 | |
| 42 長崎 | 43,669 | 120,600 | 139,450 | 168,341 | 222,655 | 271,405 | 308,347 | |
| 43 熊本 | 44,803 | 121,676 | 137,894 | 166,749 | 222,672 | 270,403 | 301,103 | |
| 44 大分 | 46,214 | 127,357 | 139,216 | 175,605 | 226,824 | 279,685 | 288,700 | |
| 45 宮崎 | 42,546 | 120,600 | 136,830 | 165,510 | 219,818 | 269,838 | 305,619 | |
| 46 鹿児島 | 45,270 | 120,570 | 136,830 | 165,510 | 222,451 | 270,748 | 298,600 | |
| 47 沖縄 | 52,104 | 124,000 | 136,830 | 165,510 | 217,470 | 258,199 | 297,547 | |

(単位：円)

| 22 | 27 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 | 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 320,573 | 336,365 | 345,750 | 349,386 | 353,801 | 356,864 | 361,189 | 平均 |
| | | | | | | | 都道府県名 |
| 339,528 | 347,307 | 353,369 | 355,319 | 358,517 | 361,709 | 365,156 | 1 北海道 |
| 316,384 | 320,939 | 332,504 | 337,009 | 341,621 | 345,527 | 350,608 | 2 青森 |
| 327,413 | 342,923 | 353,972 | 358,986 | 364,078 | 344,829 | 345,632 | 3 岩手 |
| 307,287 | 321,074 | 332,155 | 336,660 | 341,272 | 345,178 | 350,259 | 4 宮城 |
| 323,782 | 326,239 | 345,936 | 351,148 | 355,760 | 367,085 | 371,379 | 5 秋田 |
| 329,256 | 368,850 | 369,641 | 368,823 | 375,777 | 371,990 | 372,444 | 6 山形 |
| 337,727 | 345,424 | 353,625 | 354,183 | 361,999 | 370,226 | 379,504 | 7 福島 |
| 342,930 | 334,571 | 347,920 | 345,824 | 347,947 | 351,798 | 359,007 | 8 新潟 |
| 316,946 | 340,044 | 355,311 | 359,816 | 364,428 | 368,334 | 373,415 | 9 茨城 |
| 312,149 | 321,000 | 331,900 | 336,400 | 341,000 | 344,900 | 350,000 | 10 栃木 |
| 343,963 | 353,079 | 359,594 | 364,099 | 343,551 | 345,757 | 358,354 | 11 群馬 |
| 249,321 | 285,829 | 297,494 | 302,016 | 306,658 | 311,070 | 316,195 | 12 埼玉 |
| 312,143 | 338,439 | 353,306 | 359,811 | 365,423 | 371,329 | 377,410 | 13 千葉 |
| 272,120 | 298,870 | 317,604 | 323,234 | 333,937 | 338,173 | 340,959 | 14 神奈川 |
| 377,477 | 384,174 | 397,384 | 400,576 | 403,933 | 407,698 | 408,439 | 15 東京 |
| 322,393 | 349,865 | 360,649 | 364,396 | 369,990 | 369,883 | 374,926 | 16 富山 |
| 342,452 | 357,124 | 369,568 | 373,982 | 378,130 | 382,186 | 骨格予算 | 17 石川 |
| 340,949 | 323,215 | 332,680 | 338,826 | 337,270 | 339,267 | 342,663 | 18 福井 |
| 336,052 | 339,560 | 347,360 | 350,560 | 354,760 | 357,960 | 362,560 | 19 山梨 |
| 305,416 | 321,239 | 331,806 | 336,311 | 342,289 | 346,360 | 349,910 | 20 長野 |
| 321,718 | 342,182 | 354,917 | 359,526 | 362,700 | 366,531 | 372,730 | 21 岐阜 |
| 332,994 | 359,239 | 370,706 | 375,511 | 380,323 | 384,429 | 389,710 | 22 静岡 |
| 300,626 | 320,939 | 331,806 | 336,311 | 340,923 | 344,829 | 349,910 | 23 愛知 |
| 309,623 | 321,186 | 332,053 | 336,558 | 344,973 | 348,879 | 353,398 | 24 三重 |
| 296,210 | 320,000 | 322,000 | 323,000 | 335,000 | 339,000 | 342,000 | 25 滋賀 |
| 334,060 | 340,379 | 349,364 | 331,253 | 330,417 | 333,509 | 338,529 | 26 京都 |
| 267,812 | 307,700 | 308,200 | 306,700 | 311,050 | 319,050 | 326,700 | 27 大阪 |
| 337,455 | 345,298 | 349,213 | 350,772 | 354,488 | 357,703 | 364,237 | 28 兵庫 |
| 316,047 | 331,500 | 342,500 | 346,500 | 351,000 | 356,000 | 362,000 | 29 奈良 |
| 321,849 | 329,300 | 330,050 | 330,650 | 337,160 | 341,300 | 345,770 | 30 和歌山 |
| 462,407 | 469,602 | 457,036 | 471,080 | 467,486 | 461,378 | 460,904 | 31 鳥取 |
| 301,559 | 311,085 | 331,807 | 336,464 | 340,923 | 344,829 | 349,080 | 32 島根 |
| 319,797 | 283,888 | 282,178 | 295,929 | 307,960 | 320,363 | 336,613 | 33 岡山 |
| 330,345 | 351,443 | 362,310 | 366,815 | 371,427 | 375,333 | 376,127 | 34 広島 |
| 333,845 | 338,500 | 342,500 | 344,500 | 348,500 | 350,500 | 353,500 | 35 山口 |
| 322,531 | 340,053 | 349,827 | 355,917 | 361,793 | - | - | 36 徳島 |
| 317,202 | 330,034 | 341,219 | 345,542 | 348,388 | 351,582 | 361,775 | 37 香川 |
| 296,148 | 320,939 | 331,806 | 336,311 | 340,923 | 344,829 | 349,910 | 38 愛媛 |
| 318,143 | 332,939 | 343,806 | 348,311 | 363,035 | 367,731 | 372,805 | 39 高知 |
| 328,949 | 346,109 | 357,674 | 362,179 | 366,791 | 371,159 | 376,240 | 40 福岡 |
| 335,308 | 358,414 | 369,991 | 374,504 | 379,124 | 383,037 | 388,127 | 41 佐賀 |
| 331,705 | 346,578 | 356,990 | 360,202 | 363,446 | 366,143 | 骨格予算 | 42 長崎 |
| 302,371 | 326,973 | 336,408 | 340,431 | 345,040 | 345,040 | 352,660 | 43 熊本 |
| 307,408 | 330,378 | 343,905 | 348,367 | 353,052 | 356,939 | 363,133 | 44 大分 |
| 315,973 | 320,489 | 331,806 | 334,964 | 340,923 | 344,829 | 349,533 | 45 宮崎 |
| 315,993 | 330,867 | 341,624 | 346,288 | 350,915 | 354,721 | 359,118 | 46 鹿児島 |
| 284,880 | 333,381 | 334,863 | 338,582 | 342,528 | 344,829 | 348,968 | 47 沖縄 |

「中高連」

○ 中学校

| 都道府県名 | 年度 | 50 | 55 | 60 | 2 | 7 | 12 | 17 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平均 | 33,007 | 94,865 | 143,343 | 182,914 | 248,631 | 255,107 | 269,043 |
| 1 北海道 | — | 108,000 | 126,300 | 132,729 | 211,859 | 249,380 | 280,405 | |
| 2 青森 | 105,438 | — | — | — | — | — | 280,409 | |
| 3 岩手 | 46,000 | 102,572 | 136,830 | 161,130 | 211,863 | 249,380 | 280,406 | |
| 4 宮城 | 45,011 | 121,000 | 140,000 | 164,300 | 215,030 | 230,910 | 261,486 | |
| 5 秋田 | 43,004 | 120,602 | 131,151 | 161,134 | 214,060 | 249,245 | 272,719 | |
| 6 山形 | — | — | — | 162,754 | 218,224 | 252,356 | 280,414 | |
| 7 福島 | 51,696 | 120,571 | 132,852 | 161,130 | 211,860 | 249,380 | 280,408 | |
| 8 新潟 | — | — | — | 161,130 | 211,862 | 246,365 | 275,786 | |
| 9 茨城 | 80,000 | 120,570 | 136,830 | 161,130 | 211,860 | 249,380 | 280,406 | |
| 10 栃木 | 40,000 | 129,000 | 146,800 | 171,200 | 221,900 | 259,400 | 292,000 | |
| 11 群馬 | 36,056 | 120,600 | 142,400 | 161,130 | 211,861 | 249,380 | 270,750 | |
| 12 埼玉 | 48,715 | 120,570 | 129,596 | 161,130 | 186,274 | 251,137 | 206,217 | |
| 13 千葉 | 4,906 | 108,000 | 127,400 | 161,130 | 211,860 | 234,070 | 253,346 | |
| 14 神奈川 | 50,179 | 108,000 | 126,600 | 152,142 | 199,947 | 202,478 | 224,160 | |
| 15 東京 | 13,660 | 54,993 | 160,902 | 230,424 | 302,331 | 289,925 | 290,415 | |
| 16 富山 | — | — | — | — | — | — | 236,126 | |
| 17 石川 | 17,140 | 80,000 | 140,475 | 135,041 | 210,422 | 234,208 | 277,657 | |
| 18 福井 | — | — | — | 223,364 | 237,101 | 382,920 | 332,037 | |
| 19 山梨 | 43,352 | 121,000 | 147,401 | 172,800 | 239,848 | 268,725 | 289,152 | |
| 20 長野 | — | — | — | — | 211,860 | 249,380 | 275,377 | |
| 21 岐阜 | 147,324 | 118,793 | 143,398 | 169,300 | 227,000 | 277,883 | 293,974 | |
| 22 静岡 | 42,500 | 122,768 | 146,100 | 173,040 | 231,490 | 257,750 | 289,006 | |
| 23 愛知 | 35,074 | 135,299 | 159,999 | 206,798 | 252,260 | 232,705 | 261,757 | |
| 24 三重 | 38,762 | 114,500 | 133,570 | 160,875 | 207,571 | 232,922 | 260,884 | |
| 25 滋賀 | 39,700 | 122,000 | 158,000 | 180,656 | 212,577 | 237,594 | 267,404 | |
| 26 京都 | 21,920 | 108,500 | 128,200 | 149,100 | 196,719 | 235,759 | 272,514 | |
| 27 大阪 | 50,008 | 115,271 | 132,517 | 148,050 | 240,244 | 248,472 | 257,510 | |
| 28 兵庫 | 64,084 | 134,340 | 136,563 | 158,527 | 272,399 | 249,380 | 280,458 | |
| 29 奈良 | 39,898 | 74,861 | 132,500 | 140,000 | 184,000 | 217,998 | 237,237 | |
| 30 和歌山 | 35,100 | 120,600 | 139,000 | 148,644 | 197,614 | 228,447 | 255,139 | |
| 31 鳥取 | — | — | — | 130,745 | 214,740 | 334,247 | 374,015 | |
| 32 島根 | 0 | 112,406 | 159,666 | 132,023 | 506,547 | 661,905 | 344,819 | |
| 33 岡山 | 35,051 | 115,000 | 118,900 | 138,179 | 196,859 | 230,550 | 261,576 | |
| 34 広島 | 53,299 | 108,000 | 119,376 | 143,674 | 202,291 | 248,222 | 278,660 | |
| 35 山口 | 54,000 | 108,800 | 127,283 | 162,932 | 242,494 | 258,057 | 246,820 | |
| 36 徳島 | 42,500 | 122,000 | 139,832 | 163,961 | 215,800 | 254,320 | 280,407 | |
| 37 香川 | 46,823 | 122,501 | 139,100 | 164,000 | 215,900 | 247,400 | 248,022 | |
| 38 愛媛 | 42,500 | 120,570 | 136,830 | 163,190 | 215,490 | 254,240 | 278,524 | |
| 39 高知 | 50,000 | 123,869 | 139,773 | 162,776 | 215,870 | 253,940 | 279,365 | |
| 40 福岡 | 35,021 | 114,694 | 136,831 | 161,248 | 211,939 | 249,015 | 279,724 | |
| 41 佐賀 | — | — | — | 161,130 | 211,860 | 249,380 | 257,895 | |
| 42 長崎 | 36,488 | 120,600 | 134,247 | 160,202 | 212,033 | 251,177 | 281,570 | |
| 43 熊本 | 42,514 | 120,570 | 136,830 | 161,130 | 211,860 | 249,380 | 280,405 | |
| 44 大分 | 46,626 | 120,575 | 136,831 | 161,132 | 211,860 | 249,380 | 280,407 | |
| 45 宮崎 | 37,852 | 120,601 | 136,831 | 161,130 | 211,860 | 249,380 | 280,406 | |
| 46 鹿児島 | 42,500 | 120,571 | 136,830 | 161,130 | 211,860 | 253,840 | 283,937 | |
| 47 沖縄 | 76,904 | 124,000 | 136,830 | 161,129 | 211,859 | 249,379 | 290,337 | |

(単位：円)

| 22 | 27 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 | 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 279,454 | 306,944 | 316,730 | 320,532 | 325,706 | 328,583 | 332,203 | 平均 |
| | | | | | | | 都道府県名 |
| 298,718 | 312,680 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,451 | 342,247 | 1 北海道 |
| 298,874 | 313,449 | 324,729 | 329,159 | 333,694 | 337,537 | 342,533 | 2 青森 |
| 298,872 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 337,849 | 3 岩手 |
| 285,485 | 300,286 | 309,318 | 314,613 | 318,842 | 322,804 | 325,120 | 4 宮城 |
| 299,536 | — | — | — | — | — | — | 5 秋田 |
| 298,865 | — | — | — | — | — | — | 6 山形 |
| 298,873 | 313,449 | 324,729 | 329,159 | 333,694 | 337,537 | 342,500 | 7 福島 |
| 291,806 | 311,482 | 322,993 | 327,453 | 332,153 | 333,422 | 336,366 | 8 新潟 |
| 290,479 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 342,149 | 9 茨城 |
| 262,270 | 282,200 | 292,000 | 295,900 | 300,000 | 303,500 | 308,000 | 10 栃木 |
| 298,562 | 313,449 | 324,729 | 329,159 | 333,694 | 337,537 | 342,533 | 11 群馬 |
| 230,310 | 253,931 | 253,931 | 253,931 | 253,931 | 254,129 | 254,129 | 12 埼玉 |
| 298,872 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 342,149 | 13 千葉 |
| 202,280 | 215,091 | 233,699 | 237,344 | 245,295 | 249,056 | 250,309 | 14 神奈川 |
| 322,076 | 361,492 | 362,619 | 368,299 | 369,765 | 368,905 | 368,834 | 15 東京 |
| 239,940 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,252 | 342,248 | 16 富山 |
| 288,257 | 303,223 | 314,896 | 318,659 | 322,952 | 327,091 | 骨格予算 | 17 石川 |
| 418,067 | 401,825 | 412,421 | 416,449 | 407,749 | 382,432 | 377,517 | 18 福井 |
| 297,297 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 342,149 | 19 山梨 |
| 294,500 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 342,149 | 20 長野 |
| 292,308 | 312,283 | 324,621 | 328,293 | 333,010 | 337,683 | 341,746 | 21 岐阜 |
| 307,672 | 322,449 | 333,495 | 337,975 | 342,560 | 346,453 | 351,499 | 22 静岡 |
| 284,566 | 297,720 | 308,262 | 312,578 | 316,954 | 320,757 | 325,568 | 23 愛知 |
| 294,302 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 341,548 | 24 三重 |
| 261,629 | 269,000 | 270,000 | 270,000 | 286,000 | 293,000 | 297,000 | 25 滋賀 |
| 290,416 | 278,700 | 288,600 | 292,000 | 299,362 | 303,599 | 303,500 | 26 京都 |
| 197,280 | 241,272 | 263,500 | 268,345 | 269,747 | 268,132 | 264,562 | 27 大阪 |
| 289,342 | 298,615 | 309,895 | 312,661 | 317,295 | 320,321 | 327,123 | 28 兵庫 |
| 239,349 | 249,000 | 255,000 | 257,000 | 259,500 | 262,500 | 266,500 | 29 奈良 |
| 276,680 | 298,230 | 309,110 | 313,540 | 324,950 | 330,700 | 336,530 | 30 和歌山 |
| 398,393 | 482,305 | 454,488 | 462,588 | 468,515 | 462,626 | 462,626 | 31 鳥取 |
| 275,364 | 294,143 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 341,298 | 32 島根 |
| 278,376 | 279,523 | 295,048 | 305,889 | 314,590 | 319,620 | 320,317 | 33 岡山 |
| 293,898 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 337,848 | 34 広島 |
| 256,061 | 262,000 | 266,000 | 268,000 | 272,000 | 274,000 | 277,000 | 35 山口 |
| 285,487 | 300,097 | 310,962 | 315,389 | 319,084 | — | — | 36 徳島 |
| 263,226 | 294,631 | 294,009 | 299,477 | 303,823 | 313,638 | 326,724 | 37 香川 |
| 269,799 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 342,149 | 38 愛媛 |
| 298,256 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 339,998 | 344,063 | 349,059 | 39 高知 |
| 298,402 | 313,449 | 324,729 | 329,159 | 333,694 | 337,735 | 342,731 | 40 福岡 |
| 294,826 | 313,449 | 324,735 | 329,169 | 333,709 | 337,556 | 345,557 | 41 佐賀 |
| 298,898 | 313,449 | 324,345 | 328,775 | 333,310 | 337,153 | 骨格予算 | 42 長崎 |
| 281,883 | 313,449 | 324,316 | 328,514 | 333,310 | 333,310 | 341,496 | 43 熊本 |
| 298,871 | 313,465 | 324,729 | 329,163 | 333,603 | 377,457 | 344,004 | 44 大分 |
| 298,872 | 312,986 | 323,909 | 308,150 | 333,310 | 337,153 | 341,806 | 45 宮崎 |
| 301,618 | 316,210 | 326,078 | 331,520 | 336,049 | 340,004 | 344,347 | 46 鹿児島 |
| 278,114 | 319,004 | 326,457 | 330,326 | 334,203 | 337,153 | 341,199 | 47 沖縄 |

「中高連」

**令和2年度
高等学校(全日制)生徒1人当たり公費支出額の公私比較**

| 区分 | 公立(円) A | 私立(円) B | 公私差額(円) A-B | 私立比率(%) (公立=100) B/A | 公私格差(倍) A/B |
|-----|-----------|---------|-------------|----------------------------|----------------|
| 北海道 | 1,346,800 | 370,711 | 976,089 | 27.5 | 3.6 |
| 青森 | 1,592,701 | 364,613 | 1,228,088 | 22.9 | 4.4 |
| 岩手 | 1,587,119 | 379,956 | 1,207,163 | 23.9 | 4.2 |
| 宮城 | 1,448,215 | 372,999 | 1,075,216 | 25.8 | 3.9 |
| 秋田 | 1,822,537 | 409,807 | 1,412,730 | 22.5 | 4.4 |
| 山形 | 1,448,723 | 430,886 | 1,017,837 | 29.7 | 3.4 |
| 福島 | 1,462,392 | 381,414 | 1,080,978 | 26.1 | 3.8 |
| 新潟 | 1,378,766 | 365,932 | 1,012,834 | 26.5 | 3.8 |
| 茨城 | 1,205,619 | 367,421 | 838,198 | 30.5 | 3.3 |
| 栃木 | 1,182,602 | 351,470 | 831,132 | 29.7 | 3.4 |
| 群馬 | 1,310,151 | 359,683 | 950,468 | 27.5 | 3.6 |
| 埼玉 | 1,149,371 | 372,963 | 776,408 | 32.4 | 3.1 |
| 千葉 | 1,212,614 | 400,265 | 812,349 | 33.0 | 3.0 |
| 神奈川 | 1,138,167 | 341,752 | 796,415 | 30.0 | 3.3 |
| 東京 | 1,185,480 | 463,613 | 721,867 | 39.1 | 2.6 |
| 富山 | 1,372,007 | 384,249 | 987,758 | 28.0 | 3.6 |
| 石川 | 1,340,089 | 396,556 | 943,533 | 29.6 | 3.4 |
| 福井 | 1,422,066 | 399,404 | 1,022,662 | 28.1 | 3.6 |
| 山梨 | 1,292,597 | 356,755 | 935,842 | 27.6 | 3.6 |
| 長野 | 1,257,137 | 345,690 | 911,447 | 27.5 | 3.6 |
| 岐阜 | 1,286,835 | 427,852 | 858,983 | 33.2 | 3.0 |
| 静岡 | 1,170,021 | 420,595 | 749,426 | 35.9 | 2.8 |
| 愛知 | 1,098,865 | 435,740 | 663,125 | 39.7 | 2.5 |
| 三重 | 1,171,936 | 345,857 | 826,079 | 29.5 | 3.4 |
| 滋賀 | 1,049,051 | 349,581 | 699,470 | 33.3 | 3.0 |
| 京都 | 1,650,951 | 449,436 | 1,201,515 | 27.2 | 3.7 |
| 大阪 | 1,083,212 | 470,888 | 612,324 | 43.5 | 2.3 |
| 兵庫 | 1,171,854 | 396,184 | 775,670 | 33.8 | 3.0 |
| 奈良 | 1,177,892 | 362,568 | 815,324 | 30.8 | 3.2 |
| 和歌山 | 1,293,690 | 336,536 | 957,154 | 26.0 | 3.8 |
| 鳥取 | 1,555,374 | 514,930 | 1,040,444 | 33.1 | 3.0 |
| 島根 | 1,457,780 | 425,524 | 1,032,256 | 29.2 | 3.4 |
| 岡山 | 1,304,349 | 305,915 | 998,434 | 23.5 | 4.3 |
| 広島 | 1,319,325 | 416,871 | 902,454 | 31.6 | 3.2 |
| 山口 | 1,642,753 | 403,408 | 1,239,345 | 24.6 | 4.1 |
| 徳島 | 1,452,465 | 419,015 | 1,033,450 | 28.8 | 3.5 |
| 香川 | 1,307,463 | 360,083 | 947,380 | 27.5 | 3.6 |
| 愛媛 | 1,330,275 | 390,046 | 940,229 | 29.3 | 3.4 |
| 高知 | 1,856,838 | 386,111 | 1,470,727 | 20.8 | 4.8 |
| 福岡 | 1,310,533 | 382,301 | 928,232 | 29.2 | 3.4 |
| 佐賀 | 1,411,276 | 397,975 | 1,013,301 | 28.2 | 3.5 |
| 長崎 | 1,397,135 | 387,558 | 1,009,577 | 27.7 | 3.6 |
| 熊本 | 1,261,172 | 373,655 | 887,517 | 29.6 | 3.4 |
| 大分 | 1,417,862 | 388,887 | 1,028,975 | 27.4 | 3.6 |
| 宮崎 | 1,381,570 | 344,469 | 1,037,101 | 24.9 | 4.0 |
| 鹿児島 | 1,636,618 | 373,595 | 1,263,023 | 22.8 | 4.4 |
| 沖縄 | 1,317,632 | 386,369 | 931,263 | 29.3 | 3.4 |
| 全国 | 1,273,921 | 406,234 | 867,687 | 31.9 | 3.1 |

注:①公立は消費的支出、資本的支出及び債務償還費を含む教育費総額の生徒1人当たりの金額であり就学支援金を含む。
(資料:文科省「令和2会計年度地方教育費調査(中間報告)」) ②私立は経常費補助、授業料等軽減補助及び施設設備費補助
等を含む私立高等学校に対する補助金総額の生徒1人当たりの金額である。高校就学支援金は除く。(資料:中高連「令和3年
度都道府県私学助成状況調査報告書」・文科省「令和2年度学校基本調査報告書」) ③「私立比率」は公立の公費支出額を10
0とした場合の私立の公費支出額の比率である。

令和2年度
中学校生徒1人当たり公費支出額の公私比較

| 区分 | 公立(円) A | 私立(円) B | 公私差額(円) A-B | 私立比率(%) (公立=100) B/A | 公私格差(倍) A/B |
|-----|-----------|---------|-------------|----------------------------|----------------|
| 北海道 | 1,497,805 | 330,070 | 1,167,735 | 22.0 | 4.5 |
| 青森 | 1,537,265 | 337,639 | 1,199,626 | 22.0 | 4.6 |
| 岩手 | 1,514,042 | 343,526 | 1,170,516 | 22.7 | 4.4 |
| 宮城 | 1,258,742 | 363,969 | 894,773 | 28.9 | 3.5 |
| 秋田 | 1,554,748 | - | - | - | - |
| 山形 | 1,321,431 | - | - | - | - |
| 福島 | 1,436,669 | 404,694 | 1,031,975 | 28.2 | 3.6 |
| 新潟 | 1,380,914 | 332,553 | 1,048,361 | 24.1 | 4.2 |
| 茨城 | 1,269,234 | 334,708 | 934,526 | 26.4 | 3.8 |
| 栃木 | 1,177,393 | 303,485 | 873,908 | 25.8 | 3.9 |
| 群馬 | 1,168,330 | 329,598 | 838,732 | 28.2 | 3.5 |
| 埼玉 | 1,001,652 | 229,732 | 771,920 | 22.9 | 4.4 |
| 千葉 | 1,134,706 | 335,666 | 799,040 | 29.6 | 3.4 |
| 神奈川 | 945,418 | 242,130 | 703,288 | 25.6 | 3.9 |
| 東京 | 1,415,845 | 352,408 | 1,063,437 | 24.9 | 4.0 |
| 富山 | 1,181,559 | 333,314 | 848,245 | 28.2 | 3.5 |
| 石川 | 1,098,207 | 323,558 | 774,649 | 29.5 | 3.4 |
| 福井 | 1,203,942 | 407,749 | 796,193 | 33.9 | 3.0 |
| 山梨 | 1,294,141 | 333,310 | 960,831 | 25.8 | 3.9 |
| 長野 | 1,306,427 | 333,310 | 973,117 | 25.5 | 3.9 |
| 岐阜 | 1,118,198 | 339,579 | 778,619 | 30.4 | 3.3 |
| 静岡 | 1,120,495 | 342,794 | 777,701 | 30.6 | 3.3 |
| 愛知 | 990,393 | 311,284 | 679,109 | 31.4 | 3.2 |
| 三重 | 1,170,293 | 342,191 | 828,102 | 29.2 | 3.4 |
| 滋賀 | 1,214,353 | 281,978 | 932,375 | 23.2 | 4.3 |
| 京都 | 1,179,755 | 310,020 | 869,735 | 26.3 | 3.8 |
| 大阪 | 1,098,722 | 260,070 | 838,652 | 23.7 | 4.2 |
| 兵庫 | 1,070,782 | 322,741 | 748,041 | 30.1 | 3.3 |
| 奈良 | 1,175,585 | 267,576 | 908,009 | 22.8 | 4.4 |
| 和歌山 | 1,416,688 | 314,615 | 1,102,073 | 22.2 | 4.5 |
| 鳥取 | 1,395,732 | 488,554 | 907,178 | 35.0 | 2.9 |
| 島根 | 1,552,900 | 352,534 | 1,200,366 | 22.7 | 4.4 |
| 岡山 | 1,188,888 | 311,340 | 877,548 | 26.2 | 3.8 |
| 広島 | 1,201,991 | 335,222 | 866,769 | 27.9 | 3.6 |
| 山口 | 1,361,883 | 272,551 | 1,089,332 | 20.0 | 5.0 |
| 徳島 | 1,541,831 | 319,972 | 1,221,859 | 20.8 | 4.8 |
| 香川 | 1,197,628 | 308,069 | 889,559 | 25.7 | 3.9 |
| 愛媛 | 1,221,929 | 518,814 | 703,115 | 42.5 | 2.4 |
| 高知 | 1,811,342 | 358,696 | 1,452,646 | 19.8 | 5.0 |
| 福岡 | 1,059,467 | 334,397 | 725,070 | 31.6 | 3.2 |
| 佐賀 | 1,277,047 | 336,275 | 940,772 | 26.3 | 3.8 |
| 長崎 | 1,356,412 | 340,329 | 1,016,083 | 25.1 | 4.0 |
| 熊本 | 1,265,520 | 351,581 | 913,939 | 27.8 | 3.6 |
| 大分 | 1,468,770 | 337,551 | 1,131,219 | 23.0 | 4.4 |
| 宮崎 | 1,189,384 | 312,742 | 876,642 | 26.3 | 3.8 |
| 鹿児島 | 1,344,753 | 336,050 | 1,008,703 | 25.0 | 4.0 |
| 沖縄 | 1,150,091 | 338,588 | 811,503 | 29.4 | 3.4 |
| 全国 | 1,197,343 | 317,029 | 880,314 | 26.5 | 3.8 |

注:①公立は消費的支出、資本的支出及び債務償還費を含む教育費総額の生徒1人当たりの金額である。(資料:文科省「令和2会計年度地方教育費調査(中間報告)」) ②私立は経常費補助、授業料等軽減補助及び施設設備費補助等を含む私立中学校に対する補助金総額の生徒1人当たりの金額である。中学校就学支援金は除く。(資料:中高連「令和3年度都道府県私学助成状況調査報告書」・文科省「令和2年度学校基本調査報告書」) ③「私立比率」は公立の公費支出額を100とした場合の私立の公費支出額の比率である。

私学振興に関する意見書

東京の私立学校は、それぞれ独自の建学の精神や教育理念に基づき、新しい時代に対応する個性的で特色ある教育を積極的に展開しており、東京都ひいては我が国における公教育の進展に寄与している。

現在、都内の学校に在学する園児・児童・生徒のうち、私立学校に在学・在園する割合は、高等学校で約 6 割、幼稚園では約 9 割を占めており、私立学校が東京の公教育に果たす役割は極めて大きい。

少子高齢化が進行する中で、持続可能な社会を創り上げ、社会課題の解決を図っていくためには、将来を担う子供たちの個性や能力を最大限に伸ばす教育の充実がますます重要となっている。

こうした状況において、公立・私立あいまの教育体制を維持し、各学校が新たな時代に対応した教育を実践していくことが必要であり、そのためには、私立学校振興助成法第 1 条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、令和 5 年度予算編成に当たり、私学教育の重要性に鑑み、教育基本法第 8 条に規定される「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 私立高等学校等の経常費助成等に対する補助を拡充すること。
- 2 私立高等学校等における ICT 教育設備の整備等に対する補助制度を拡充すること。
- 3 私立高等学校等における耐震化、省エネルギー設備の導入、換気・冷房設備の整備など、施設・設備に対する補助制度を拡充すること。
- 4 より一層の保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校等就学支援金制度等を拡充改善するとともに、都道府県の行う補助に対する国の支援を拡充すること。
- 5 都道府県の行う私立高等学校等奨学金事業に対する国の支援を拡充すること。
- 6 私立専修学校については、専門課程及び高等課程に対する新たな助成制度を設けること。

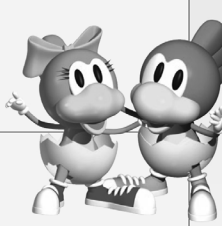
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 10 月 7 日

東京都議会議長 三宅しげき
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 宛て

私立高校(全日制・定時制)の 授業料負担が軽減されます!

就学支援金 + 授業料軽減助成金 = 最大469,000円^{※1} (都内私立高校平均授業料相当)

| | 授業料の負担軽減 | | 授業料以外の負担軽減 |
|--------------------------------|----------|-------------|--|
| | 就学支援金(国) | 授業料軽減助成金(都) | 奨学給付金(都) |
| 約910万円以上 多子世帯 ^{※2} | | 59,400円 | |
| 約910万円 ～ 約590万円 | 118,800円 | 350,200円 |  |
| 約590万円 ～ 約270万円 | 396,000円 | 73,000円 | |
| 約270万円 未満 | | | |
| 生活保護世帯 | | | 52,600円 |

保護者の年収目安^{※3}

※1 年収目安約910万円未満の世帯における授業料の負担軽減額(就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額)は、469,000円の範囲内で、在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。
 なお、授業料の実負担額や所得等の状況により469,000円に満たない場合があります。
 また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。
 ※2 多子世帯: 扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯
 ※3 年収目安は、4人世帯(夫婦と子ども2人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

入学時に必要な費用のうち25万円を無利息でお貸しする「**入学支度金貸付制度**」があります。
 (制度の有無、貸付額は学校により異なります)

- 令和4年1月時点の報道内容をもとに当協会がまとめたものです。
- 申請手続等の詳細については、4月以降、東京都・(公財)東京都私学財団・各学校からお知らせします。

令和4年11月

令和5年度「私学振興予算等」に関する

要 望 書

東京私立初等学校協会

東京私立初等学校父母の会連合会

要望事項

1. 【経常費補助】

私立小学校の経常費助成費等に対する補助の拡充
強化

2. 【保護者負担の軽減】

公私間格差の是正

3. 【ICT関連】

ICT環境の整備に向けた支援措置の拡充強化

4. 【危機管理】

学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

5. 特別支援を要する児童に対する教育支援補助

6. 教職員の研修・研究への助成拡充

東京都知事 殿
東京都議会 議長 殿

東京私立初等学校協会

会長 重永 睦夫

東京私立初等学校父母の会連合会

会長 池田 幸寛



令和5年度「私学振興予算等」に関する要望

令和4年6月7日、政府において閣議決定された骨太の方針のなかで、新しい資本主義に向けて、「人への投資と配分」「質の高い教育の実現」が重要であるとうたわれています。これらのことは、東京都におかれては、従前より重視していただけてきたことであり、私どもが深く感謝申し上げるところです。

三年目となるコロナ禍においても、いち早くオンライン授業を実現し家庭学習を支援したり、感染対策に万全を期すなかで、普通登校や学校行事の重要性に鑑み、早くから工夫をこらした実践を重ねたりして、保護者の満足に供してきたのも私立小学校です。

東京都の私立小学校数 56 校は、東京都の小学校総数の 4.1%にすぎませんが、（※全国では 1.2%）、それぞれが建学の精神に基づき、私学人としての誇りを持ちつつ、特色ある教育を時代に即して実践してきました。東京私立初等学校協会は本年で創立 88 年となりますが、今日、東京にある私立小学校全 56 校が加盟しております。お互いに建学の精神を大切にしながら、一致結束・協力して研究・研修に励み、新たな日本の小学校教育のための実践を積み重ねています。これからも先駆的な教育の実践をなす東京の私学であり続けたいと思っております。

私たちは今日、次のような課題に向き合っております。

- 1, AI（人工知能）など社会の急激な変革に対応する ICT 機器の充実、
- 2, 感染症対策と熱中症対策の両立、
- 3, 不登校児童をはじめ特別支援を要する児童に対する細やかな配慮、

このほかにも、次から次へと課題が湧いてくる状況にあります。

それらを少子化という困難のなかで進めていかざるを得ないわけですから、経営面で圧迫されている私立小学校が少なくない状況でございます。

私立学校も公立学校と同じく公教育を担う機関であり、そこに通う子女の保護者は等しく税金を納めてもおりますことに深くご留意いただき、以下の要望事項について、格別のご高配をお願い申し上げます。

要望事項

1. 【経常費補助】私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化

- ① 私立小学校は少子化の中にあっても増えております。近年開校した私立小学校4校を含めて、現在全国には242校の私立小学校があります。（※日本私立小学校連合会には、そのうち194校が加盟しています。）

私ども私立小学校は、創立者の建学の精神のもと、特色ある教育を開発・推進し、日本の教育をリードする中で、学校選択の自由も保障している貴重な存在であります。この私立小学校の存在意義を高め維持発展させるためにも、私学助成法の趣旨にそって経常費の2分の1助成の実現をお願いいたします。

- ② 令和3年度より40年ぶりに公立小学校の学級定員が改定され、40人学級から35人学級とすることとなりました。このことは、中教審答申にある「多様な子供たちの資質・能力を育成するための、個別最適な学び」を実現することに資するだけでなく、これからの時代において「3密」回避による感染症対策としても有効です。

入学定員を維持しつつ学級定員を減らすには、一学年あたりの学級数を増やさなければなりません。そのためには校舎増築、すなわち敷地拡張が必要です。しかしながら、私立小学校において校舎や敷地面積を拡大することは困難です。よって、入学定員を減らさざるをえなく、35人学級の実現は私立小学校にとって学費収入の大幅減少を意味し、学校の健全な経営を圧迫することにつながります。

せっかく教育的に良い施策が、私立小学校にとっては経営を圧迫するという矛盾を生むわけです。それでも、少しでも35人学級に近づける努力をする学校が多くあります。この点に対するご配慮と格別なご支援をお願いいたします。

※学費収入減を防ぐ方法として学費値上げがありますが、小学生の保護者は若年齢であり経済力に限界があるため、学費値上げは極めて無理があることをご理解願います。

- ③ 新学習指導要領において、3,4年生は外国語活動、5,6年生は教科として外国語が導入されました。私立小学校では、特色ある教育として、早くから外国語教育を進め、児童への外国語教育のノウハウを蓄積してまいりましたが、国の新たな施策に沿って、これからも、英語の授業時間増やネイティブ教員の採用・増員、海外交流教育プログラム等の拡充など、従来以上に外国語教育を充実させてまいります。私立小学校の先駆性に鑑み、ネイティブ教員の採用や海外交流などへ大幅な補助制度の新設をお願いいたします。

2. 【保護者負担の軽減】 公私間格差の是正

① ご存じの通り、私立小学校も特色ある教育を通して、教育基本法で定められた公教育に携わっております。1975年に私立学校振興助成法が定められてから50年近くになりますが、いまだ公私間で均衡のとれた適正な財政措置に至っておりません。私立小学校に子どもを通わせる保護者の負担軽減のためにも、私立学校振興助成法でうたうとおり、経常費50%の助成実現を要望いたします。

② 私立小学校の保護者は創立者の建学の精神や特色のある教育方針に共鳴して子どもを通わせているのであり、必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではないということをご理解願います。

令和4年度に開校した東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の存在が、新たな公私間格差となっていることにご留意いただければ幸いに存じます。同附属小学校の教育内容や児童募集地域を見る限り、「私立小学校」といっても過言ではありません。それでも都立ですから授業料は無償です。子ども私立小学校に通う保護者は公私間格差をますます感じているところでございます。従前にまさる保護者への支援・助成を強く要望する次第です。

③ 令和2年度に日本私立小学校連合会がおこなったアンケート結果によると、全国の私立小学校において、コロナ禍において保護者の家計状況が急変し、授業料等の納付金が払えない家庭が52校の私立小学校で存在しました。回答の35.6%に当たります。

東京都においては、授業料減免制度を設けている学校に対しては、経常費補助の特別補助として助成されますが、授業料減免制度がない学校においても、コロナ禍の緊急性に配慮して、支援の手を差し伸べていただきたくお願いいたします。

④ また、令和3年度まで5か年計画で「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」が進められていました。それが令和4年度より前項で述べた家計状況急変家庭に限った支援制度に切り替えられました。しかしながら、家計急変でなくても年収水準が低い家庭から私立小学校へ通わせている家庭は存在します。これらの私立小学校家庭への支援を、東京都としても施策とされることを要望いたします。高等学校の学費無償化や幼児教育の無償化の流れの中で、小学校、中学校という義務教育学校においてこそ格別の支援が必要であることを強調し、格段の支援を要望いたします。

⑤ 男女共同参画社会が浸透するなかにおいて、私立小学校においても保護者共働き家庭が増えていることに鑑み、以下の二点を要望いたします。

1、 私立小学校における給食制度についてご配慮いただき保護者支援をお願いします。公立小学校における給食は食材費だけを納めれば良いわけですが、

私立小学校において給食制度を設ける場合、外部発注の場合でも、給食施設を用意する場合でも（建設・維持・人件費）等高い保護者負担をお願いせざるを得ないことをご理解願います。毎日弁当を作ることは、両親ともに働いている家庭には大きな負担です。私立小学校における給食支援補助についてご検討いただきたいと思います。

- 2、 また、共働き家庭のために、私立小学校として独自の学童保育やアフタースクールの整備が求められるようになっておりますことに格別のご配慮をいただき、この点における補助の実現を要望いたします。

3. 【ICT関連】 ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化

- ① 私立小学校においては早くから校務システムの ICT 化に取り組んできましたが、その維持・保守のためには大きな出費を必要としました。
そういう中で直面したコロナ禍であったわけですが、どの私立小学校においても、公立小学校よりいち早く、児童の在宅学習支援のためにオンラインによる学級活動や授業を実施しました。従前は、私立小学校の間においても ICT 環境に大きな差異が生じていたのですが、コロナ対応に尽力するなかで、ほとんどの学校において、ICT 端末の整備や Wi-Fi 環境の整備が進みました。さらには教員のオペレーション能力や指導能力など技術的な対応力においても緊急に研修を繰り返しました。以上によって当然のことながら各学校とも多大な出費を余儀なくされております。よって、本件に関する緊急補助を引き続き要望いたします。
- ② 国の進める G I G A スクール構想による児童一人一台のタブレット端末支給という点において私立学校に対しては公立児童の 2 分の 1 助成と大きな差異があります。本施策が国家的事業であることに鑑み、全額補助が当然だと考えます。端末を含む ICT 機器は短期間の更新やメンテナンスが必要ですが、メンテナンスや買い替えに関する長期にわたる助成をお願いいたします。メンテナンスや買い替えに対しては私立小学校児童にも 10 分の 10 助成を要望いたします。
- ③ 令和 2 年度から施行された新学習指導要領で実施が求められているプログラミング教育等の新しい教育に対応するため、ICT の研修・研究のための補助金制度の拡充を引き続きお願いいたします。
- ④ デジタル教科書の導入については引き続き検討が重ねられるようですが、その費用についても義務教育無償の精神に沿われることを要望いたします。
- ⑤ また教科書に準拠している教師用「指導書」の購入費用は極めて高額です。公立同様の支援をお願いいたします。

- ⑥ これらICTに関連する教育施策は国の将来を左右すると言っても過言ではないことを考慮したとき、少なくとも一校に一人、ICTに極めて造詣のふかい専門教員（担任業務につかない）を採用・加配できるよう特別な支援を要望いたします。

4. 【危機管理】学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

- ① 東日本大震災から11年が経過しました。この間、私立小学校の耐震化措置に対してご支援をたまわりましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも、子どもたちの命を守り、安全を確保するためのご支援をよろしくお願い申し上げます。補助率について公立学校と同水準とするよう補助内容の拡充を要望いたします。
- ② また、災害時備蓄品（水、食料等）は消費期限のまえに随時更新していかなければなりません。そのための補助を引き続きお願いいたします。また宿泊のための備品（毛布やパネルシート、簡易ベッド、冷暖房機器等）についてもご支援願います。
- ③ コロナ禍において、消毒用品や非接触型検温器、3密を避ける間仕切りなど、感染対策に必要な物品に対する出費が大幅に増えています。これらに対する補助もお願いいたします。衛生面の強化のために、国の一部補助を得て、トイレの改修を行う学校もありますが、東京都による補助もいただければ、より多くの学校がトイレ改修をできることとなります。ご検討願います。
- ④ 地球温暖化に伴う問題も毎年のように生じております。この点での支援もお願いいたします。
- 毎年のように全国各地において、「過去に経験したことのない」豪雨氾濫の被害が生まれています。新たな自然災害への備えとしての環境整備が必要になってきています。水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助をお願いいたします。
- 近年は5月から猛暑となり、9月いっぱい猛暑が続くようになっているため、夏休み以外においても長期間の熱中症対策が必須となっております。
また、エアコン稼働の期間が長くなっていることから、その維持管理にかかる費用が膨大になっています。
- 体育館のエアコンもますます必要性が高まっている状況において、その補助が実現したことに感謝しております。今後、補助の拡充を要望いたします。

- ⑤ 私立小学校児童の多くは公共交通機関を利用した遠隔通学をしております。
- 通学区間の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。
 - 学校独自に駅・バス停・交差点等に人員を配置し安全確保をはかっているところも多くございます。また通学バスを設けている学校もあります。これらの人件費やバス等の維持費に関するご支援もご検討いただければと存じます。
 - 私立小学校は遠隔通学の児童の位置情報や安全確認のために、登下校確認メールシステムや GPS 利用システムなどを利用しております。この点の支援もご検討願います。
- ⑥ 幼稚園から小学校の教育において「遊び」は極めて重要な要素を持っています。小学校において「遊具」を設置していないところはないのに、幼稚園のように遊具設置に対する補助がありません。大型遊具設置には何千万円も要するものもあるため、遊具補助の実現を要望いたします。

5. 特別支援を要する児童に対する教育支援補助

- ① 近年、私立小学校においても特別支援を要する児童が入学するようになっております。いうまでもなく特別支援を要する児童に対しては特別に教員を加配することが必要であり、従来の私立小学校の教員配置体制では対応できなくなってきております。この点における教員加配・採用や特別教室の設置等に対して格別のご支援の制度新設を要望いたします。
- ② また、私立小学校の中には長年、特別支援を要する児童を入学させて教育している学校があります。そして、公立小学校等において不登校となった児童を受け入れて特別支援教育をする私立小学校も設立されています。

特別支援の私立小学校には、現在、国と都から「私立学校特別支援学校等経常費補助」として一人あたり約 115 万円が出ていますが、公立学校のそれは、約 800 万円近い補助金が学校教育費として出されており、ここにおける公私間格差は実に 1 対 7 にのぼります。健常児の場合は、およそ 1 対 3 の公私間格差であり、それと比較しましても、私立学校に通う障害を有している子どもたちは、さらに格差がある状況です。

不登校となった児童を受け入れる私立小学校への支援はもっと低い現状にあります。これらの私立小学校に対する格別のご支援を要望いたします。

6. 教職員の研修・研究への助成拡充

- ① 教員にとって研修・研究は命のように大切なものです。外部研修会参加のために日常的に学校を留守にできないのが小学校教員です。しかしながら研修会や研究会を開ける環境は絶対に必要です。講師を自校に招いて開催する費用への補助を増やしてほしいという要望は年ごとに増えております。ご支援をお願いいたします。

- ② 長期休業期間には、日本私立小学校連合会の全国教員研修会が実施されています。一年間の数少ない機会を利用して全国の教員同士が触れ合い、共に学びあうことは、他校の風にあたることによって自己を振り返り、切磋琢磨しあい、教育力を向上させるうえで大切なことです。全国の学校から一ヶ所に集合するわけですから、交通費や宿泊費がかさむために、多くの学校が参加者を制限せざるをえない状況にあります。教員の研修を保障するための補助を要望いたします。

- ③ 教職員の研修・研究を充実させるためには、何よりも教職員の健康を維持することが第一であります。この点で都が教職員の働き方改革を熱心に進めていただいていることに感謝申し上げる次第です。

私立小学校はぎりぎりの教員数で運営しているところがほとんどであり、年次有給休暇を思うようにとれない状態にあります。この現状をご理解いただき、教員がお互いに安心して年次有給休暇がとれるよう、担任代行できる教員が常にいる体制確立のための特別補助（人件費補助）のご検討をお願いいたします。

以 上

東信個発第262号
2022年11月22日

東京都知事
小池百合子 殿

一般社団法人東京都信用金庫協会
会長 澁谷 哲一

令和5年度東京都の中小企業施策に対する要望

平素より、都内信用金庫の事業に対しまして温かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、私ども信用金庫の会員並びにお取引先の中小企業・小規模事業者への振興対策につきましては種々ご尽力を賜り重ねて御礼申し上げます。

現在、都内中小企業・小規模事業者は、長引くコロナ禍を乗り越えるための売上向上策や抜本的な経営改善に取り組んでいるものの、ロシアのウクライナ侵攻による原材料・エネルギー価格高騰と急速な円安進行に加え、予てより構造的な問題として抱えている慢性的な人手不足、事業承継、デジタル対応といった問題への対応にも苦慮しているところでございます（添付資料1）。

都内信用金庫は、地域に根差す金融機関として都内中小企業・小規模事業者に対する円滑な資金供給とその本業及び経営を支援するとともに（添付資料2）、都民の資産形成や生活の安定等を支えながら、納税等に係る適正な収納のお手伝いを行い、東京都の地域経済・産業振興に永らく貢献してまいりました。

私どもといたしましては、今後も都内中小企業・小規模事業者の課題解決を支援していくとともに、関係行政機関等との連携を一層強化するべく、現実的かつ具体的な提案を行って参る所存でございます。

かかる中小企業等を取り巻く経営環境をご理解いただき、貴職におかれましては、別紙の要望事案にご配慮賜り、格段のご尽力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

令和5年度 東京都の中小企業施策に対する要望

令和4年11月22日
一般社団法人東京都信用金庫協会

1. 中小企業・小規模事業者への支援強化

【継続要望】

①急激な外部環境の変化の影響を受ける中小企業への継続的な経営支援

多くの中小企業・小規模事業者において、「経営改善」や「経営安定化のための売上向上」等の課題に取り組んでおります。これら事業者に対する適時適切な資金支援と新たな挑戦を後押しする助成金事業を継続的に実施していただきたく存じます。

また、原材料・エネルギー価格の上昇や円安等、急な経済情勢変化に対応する緊急融資につきましても、今年度の「ウクライナ情勢・円安対応緊急融資」のように、時宜に応じて迅速かつ柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

②小規模事業者支援策の拡充

東京都におかれては、いち早く様々な中小企業振興支援施策を用意いただいておりますが、規模が小さい企業ほど、対応する人材には限りがあり、支援施策を能動的に探し、効率的に活用することは難しくなっております。特に下記の施策において、小規模事業者が制度を利用しやすくなるよう、制度の拡充、申請書類の簡素化、重複施策の区分明確化、窓口の統一等、ご検討いただきたく存じます。

- i) DX対応メニュー簡素化と受付窓口の統一
- ii) カーボンニュートラルに関する取組支援
- iii) サイバーセキュリティ態勢構築に関する取組支援
- iv) 原材料値上げ等に対応する取引適正化・価格転嫁（価格交渉の後押し）に向けた環境整備支援
- v) 「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」の維持・強化
- vi) 補助金・助成金の利用制度の改良
- vii) 小規模事業者に対する信用保証料補助の枠の維持

2. 本会補助事業の継続実施等

①地域金融機関による事業承継促進事業の継続実施

【継続要望】

経営意欲の高い多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援し、事業者数の減少を抑えていくため、令和5年度以降における本事業の継続実施に関し、必要な予算措置を要望いたします。

②女性・若者・シニア創業サポート事業の後継商品の組成等

【新規要望】

本事業の新規融資取扱終了まで1年余りとなりました。本事業についての所要の事業運営費の予算化及び新規融資取扱終了後の創業者への後継融資制度の組成を検討していただきますようお願い申し上げます。

3. 都税収納における適正な手数料の設定について

【新規要望】

以下の都税収納において、適正な手数料設定をしていただき、他の自治体を主導するような先鞭的な対応を示していただきますようお願い申し上げます。

- i) 東京手形交換所廃止に伴う事務の変更を含む、後方事務作業における都税収納にかかる手数料
- ii) QRコード収納やペイジー収納の手数料
- iii) 従来の窓口収納にかかる手数料

4. 都民の安心・安全確保のための対応・広報の充実

【継続要望】

東京都におかれては、国際金融都市構想のもと、「外国人起業家の資金調達支援事業」など積極的に外国人起業家向けの施策を講じられております。一方、信用金庫を含む各金融機関では、お客様が安心・安全にお取引出来るよう、外国人が有する預金口座を含めて、その口座保有者の属性情報を継続的に確認するなどのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に取り組んでおります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関し、都民の貴重な財産を守るため、東京都におかれても政府広報活動と同様に、地方行政の立場から金融機関のマネロン・テロ資金供与対策等の施策について、利用者に理解を求める広報を実施いただきますようお願い申し上げます。

5. 連携強化

①信用金庫

【iiのみ新規要望】

- i) 東京都における各種施策活用が必要な事業者に対して必要な情報を届けるため、東京都と信用金庫業界が相互理解を深めつつ、本会が受託している「東京都よろず支援拠点」を含め、両者の提携の拡充・強化を図る検討をお願いします。
- ii) 今般、東京での大規模災害を見据えて、都内信用金庫と警視庁との間で包括的な連携協定を締結する予定です。東京都におかれましても行政の立場で災害時の緊急対応についての連携協力をお願いいたします。

②国及び近隣県・区市

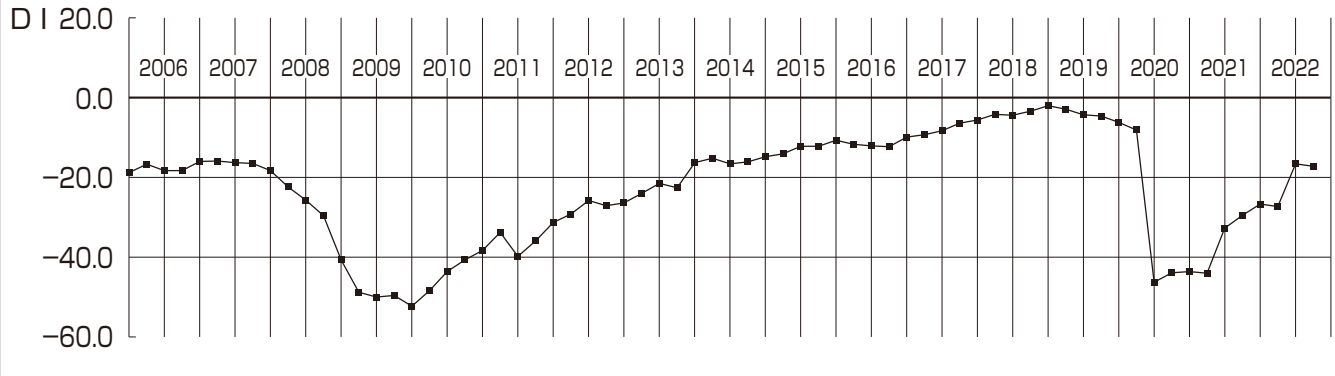
【継続要望】

首都圏は東京都を中心とした巨大経済圏が形成されており、特に近隣3県（埼玉県・千葉県・神奈川県）とは事業を営む上で密接に関係しております。

そこで、東京都において実施している中小企業・小規模事業者支援施策と、国の事業、さらには近隣他県、区市と共通する支援施策については、緊急事態宣言対応時に歩調を合わせて協力されたように、首都圏全体としての課題解決を念頭に相互に補完し合い、関係者間による調整を密に行うなど、更なる連携強化を図っていただきたく存じます。

以上

都内中小企業景況・6業種合計



円安進行の影響等による仕入価格の上昇が企業経営を圧迫し、業況判断DIは△17.2(前期△16.6)と前期に比べ△0.6ポイントとなり、景気回復基調は減速し、一時後退した。

来期は、新型コロナ第7波の落ち着きとオミクロン株対応ワクチン普及の期待感から回復を期待するものの、長引く円安の影響による物価高とその上昇分を販売価格へ転嫁出来ていないことが景気を下振れさせる不安材料となっている。

※業況判断DI：「良い」企業割合-「悪い」企業割合 季節調整済

| | 前期 | 今期 | 増減 | 来期予想 | 今期との増減 |
|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 製造業 | -17.3 | -17.4 | -0.1 | -15.5 | 1.9 |
| 卸売業 | -17.9 | -18.1 | -0.2 | -16.8 | 1.3 |
| 小売業 | -27.9 | -28.0 | -0.1 | -25.9 | 2.1 |
| サービス業 | -19.1 | -21.6 | -2.5 | -17.5 | 4.1 |
| 建設業 | -4.5 | -4.2 | 0.3 | -1.7 | 2.5 |
| 不動産業 | 0.6 | -1.6 | -2.2 | -3.1 | -1.5 |
| 総合 | -16.6 | -17.2 | -0.6 | -15.2 | 2.0 |

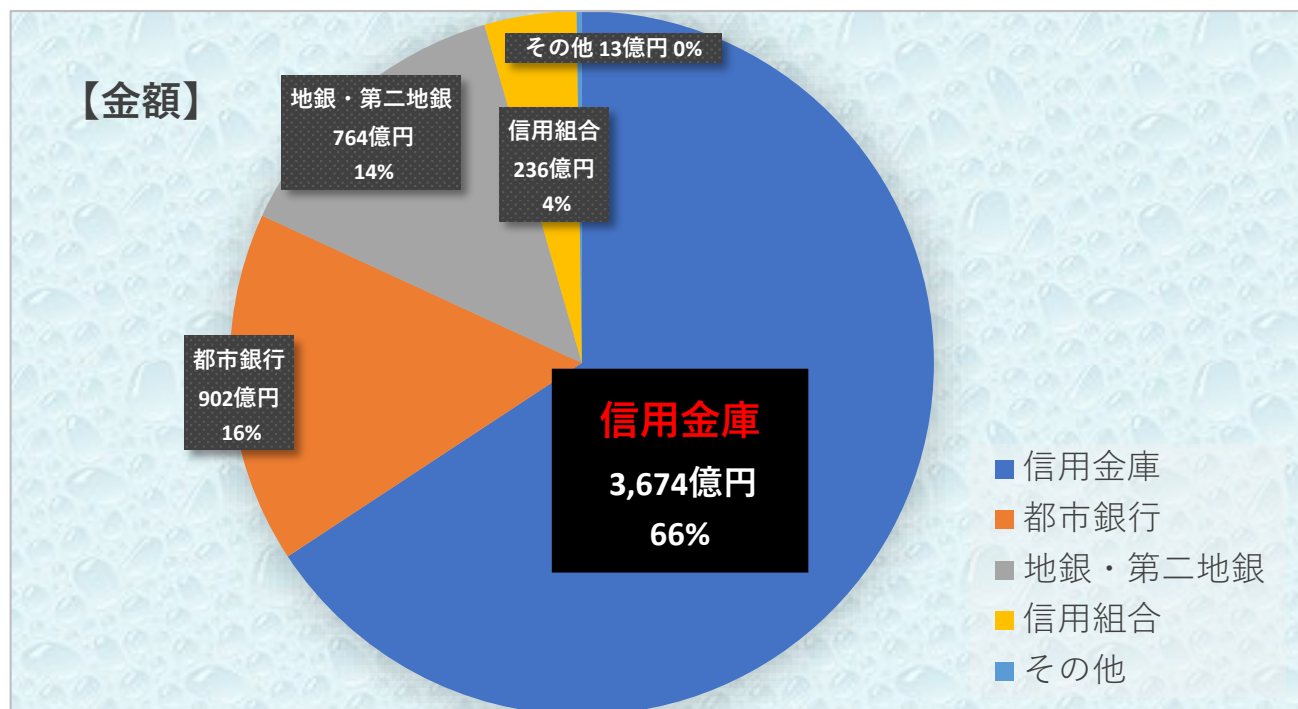
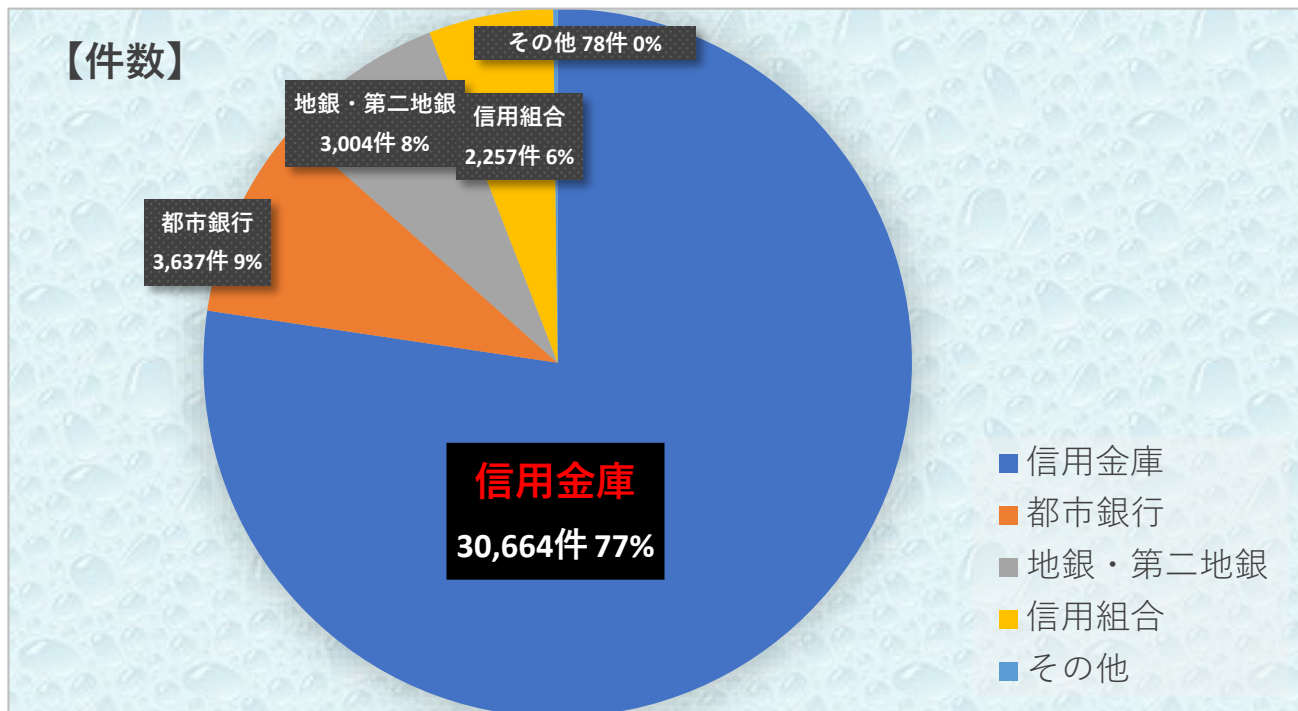
全国の景況

全国の全業種合計(DI)は前期(2022年4-6月期)と比較して、北海道・東北・東海地区において改善がみられた。業種別(全国)では、建設業では改善がみられた。

| | 東京 | 全国 | 北海道 | 東北 | 関東 | 首都圏 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 北九州 | 南九州 |
|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全業種合計(DI) | -17.2 | -18 | -13 | -23 | -14 | -17 | -15 | -21 | -19 | -19 | -25 | -15 | -18 |
| 製造業 | | | | | | | | | | | | | |
| 卸売業 | | | | | | | | | | | | | |
| 小売業 | | | | | | | | | | | | | |
| サービス業 | | | | | | | | | | | | | |
| 建設業 | | | | | | | | | | | | | |
| 不動産業 | | | | | | | | | | | | | |

(注)業種別の景況感を地域別に比較して作成してあります。
 データは東京を除いて信金中央金庫が調査したものを使用し、一般社団法人東京都信用金庫協会が作成しております。
 首都圏は東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県を指します。

【東京】信用保証協会扱い保証承諾状況(2022年4月～2022年9月)



| | 件数 | 金額 |
|-------------|----------------|----------------|
| 信用金庫 | 30,664件 | 3,674億円 |
| 都市銀行 | 3,637件 | 902億円 |
| 地銀・第二地銀 | 3,004件 | 764億円 |
| 信用組合 | 2,257件 | 236億円 |
| その他 | 78件 | 13億円 |
| 合計 | 39,640件 | 5,589億円 |

令和4年11月22日

東京都知事

小池 百合子 様

一般社団法人 豊洲市場協会

会長 伊藤 裕 康

知事におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は豊洲市場の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

豊洲市場は本年10月11日で、開場後4年が経過しました。日本橋に始まり、築地から豊洲へと、その場所と担い手が変わっても、産地と消費者を結ぶ架け橋として、社会のあらゆる変化に対応しながら、生鮮流通を絶やさないとの使命感を持ち、取引を行ってまいりました。

市場を取り巻く諸情勢は今までになく厳しい状況にありますが、そういう時だからこそ「地元で愛される、都民に信頼される、世界に羽ばたく」市場という原点に立ち、さらなる発展を遂げるべく、取り組みを進めてまいります。

【基本的な考え方】

（「栄える市場」として、豊洲市場が発展していく）

豊洲市場は生鮮食品を都民に安定供給することはもちろん、日本の食品流通を支え、食文化を守っていくという大きな使命があります。この使命を果たすためには、「栄える市場」として活気が溢れ、生産者の皆さまにとって出荷しやすく、買出し人の皆さまにとって利用しやすい市場であることが重要です。「栄える市場」であり続けるため、これから何をやるべきなのか、市場業者自身が常に考え主体的に行動・挑戦していく必要があります。これまで先人たちが培ってきた卸売市場の制度は、開設者である御都と我々市場業者のたゆまぬ努力で、1世紀あまりの歴史を刻んできました。これからも、市場業者一つひとつの小さな力を生鮮流通の大きなうねりに変え、盤石なものとしていくために、開設者である御都とともに課題解決に取り組み、歩みを止めないよう努力してまいります。

（環境変化に臆せず、「食の開拓者」としての役割を）

国内外の供給体制、商流や物流、消費行動の大きな変容など市場を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中であって、都民の生活に欠かすことのできない「食」を提供するという役割は変わるものではありません。我々の国土を取り巻く豊かな海から水揚げされる貴重な水産資源、そして豊かな国土で生産される青果物を、国民の皆さまにおいしく食べていただくことはもちろん、長年培ってきた集荷・目利き

力を基盤として、さらなる創意工夫により、「豊洲ブランド」を発展させるとともに、生鮮食品を世界に発信・輸出することで、都民の生活を豊かで満足なものとする「食の開拓者」として取り組んでまいります。

（危機を乗り越え、生鮮流通を守り抜く覚悟とともに）

新型コロナウイルス感染症は、豊洲市場をはじめ、生鮮品流通に大きな影響を及ぼしました。外食事業者の時短営業や行動制限など厳しい取引環境下においても、「市場流通を守る」という強い使命感のもと、各事業者、業界が感染対策の徹底や営業努力を行い、御都の支援も頂きながら市場関係者を対象とした職域接種などにも取り組み、市場運営を止めることなく継続してきました。

感染症だけでなく、様々な危機においても、生鮮流通を守り抜く覚悟をもって、これからも市場業界一丸となって取組を進めてまいります。

【要望事項】

1 豊洲市場の足元を強化し、その持つ力を揺るぎないものとする

（1）市場運営の強靱化と活性化に向けた取組

感染拡大時に大きな落ち込みを見せた外食需要も、現在徐々に改善しており、これに呼応して豊洲市場でも少しずつ活気を取り戻しています。今後とも取引環境の変化に合わせた取り組みを加速させていきますが、市場移転時の借入金返済、コロナ禍の資金手当てに対する返済が始まるなど、経営を圧迫する要素もあります。我々市場業者が自らの経営努力で対処していくことはもとよりですが、事業を着実に推進するためにも、市場業者の経営革新に向けた強靱化と活性化へのサポートが必要です。

さらに、追い打ちをかけるように世界的なエネルギー需給のアンバランスに伴い、来年度の光熱水費が大きく上昇することが確実となっています。豊洲市場は移転によって実現した低温化設備があり、固定費の割合が上昇したことに加え、光熱水費高騰の影響を大きく受けることが想定されます。豊洲市場として御都と協力して節電対策を行うとともに市場関係者向けに省エネセミナーを開催するなど対策を行っております。

しかし、光熱水費高騰は自助努力のみで解決できる問題ではなく、急激なコスト構造の変化への対応を含め、さらなる省エネへの取り組みの推進、市場の光熱水費のあり方についても検討していく必要があると考えます。

御都におかれましては、経営に不安を持つ事業者に対するきめ細かな支援をお願いするとともに、省エネ対策への取組促進や激変緩和措置、経営規模が小さいながらも、新たなビジネスへ果敢にチャレンジする意欲を持つ事業者の取組を継続的に後押しいただくなど、各事業者の状況に応じた積極的な経営支援をお願いします。

(2) 社会経済情勢がもたらす商流、物流、情報流の変化への対応

一昨年6月に改正卸売市場法・改正条例が施行され、卸売市場の新時代が到来しました。国が設置場所を決め、運営方法まで事細かに指定し規制してきた時代から、市場を運営する側が自発的・自律的に事業を行える形となりました。市場業者もデジタル化やキャッシュレス化などの新たな取り組みを通じ、商流・情報流の変化に対応した栄える市場を共に作り続けていく必要があります。

また、移転から4年が経過した豊洲市場内においては、設計時から変化した物流・商流への対応も急務です。マーケットのニーズに対応した入出荷物流の機能向上のため、場内における動線のさらなる円滑化や駐車場において、日照や風雨を避けることのできる屋根などの設備について、その効果的な整備のあり方などを積極的に検討することにより、市場利用者にとってより仕入れやすい市場を開設者である御都と共に目指していきたいと考えます。

2 アフターコロナや諸外国の情勢など、社会が変わる「節目」において将来を見据えて対応し、広く発信していく

(1) 食育の推進と資源保護など、諸課題への対応

人口減少や若者の魚食離れなどによる国内需要の減少、SDGsを踏まえた国際的な資源保護の動きなどを背景に、豊洲市場が更なる発展、進化を遂げていくためには、市場取引の活性化に加えて、社会で求められる多様な役割の一層の発揮が重要です。資源管理から輸送、加工・梱包、消費に至るまでのプロセス全体を考え、卸売市場に求められること、卸売市場がすべきことを着実に推進していく必要があります。国民の食を支え続ける卸売市場として、取引への信頼性を高めるだけでなく、食育の推進、諸課題に対応し、社会的責任をしっかりと果していくため、様々な取り組みに積極的に挑戦していくことに対し、協調と協働をお願いいたします。

(2) 豊洲市場からの発信力強化

豊洲市場は食材の流通拠点であると同時に、情報の発信拠点としての機能や地域の一員としての役割が求められています。生鮮食料品を毎日取り扱っている卸売市場だからこそ、「食」の重要性について発信する必要があると認識しております。

豊洲市場では、国内外に向けた情報発信など積極的な広報事業に取り組んでいます。そして、豊洲市場を含む豊洲地域全体も新たな施設が次々とオープンし、まさに発信拠点としての環境が整いつつあります。今こそ、「地元で愛される、都民に信頼される、世界に羽ばたく」市場として、国内外からの来場者に対し、期待される以上の情報を提供していきたいと考えます。市場の賑わいを創出するための取り組みの推進をお願いいたします。